

# 指 導 監 査 基 準

(幼保連携型認定こども園編)

【令和8年度適用】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知	略称
1	令和5年3月24日 条例第11号「愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」	設備運営基準
2	平成26年4月30日 内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」	基準府省令
3	平成29年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」	教育・保育要領
4	令和3年3月26日 条例第13号「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	最低基準
5	昭和23年12月29日 厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	基準省令
6	平成18年6月15日 法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	法
7	平成26年7月2日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」	法施行規則
8	平成18年10月17日 条例第54号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」	法施行条例
9	平成15年5月30日 法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
10	平成3年5月15日 法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
11	昭和47年7月1日 法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	男女雇用機会均等法
12	平成22年8月 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課「保育所給食の手引き」	給食の手引き
13	昭和60年9月21日 社施第102号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第102号通知
14	平成9年3月31日 社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」(別紙 最終改正:平成29年6月16日)	社援施第65号通知
15	平成26年11月28日 府政共生第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(最終改正:令和7年3月28日)	府政共生第1104号通知
16	平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(最終改正:令和4年3月14日)	雇児発0427第7号通知
17	平成29年3月29日 雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇児総発0329第1号通知
18	平成13年7月23日 雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(最終改正:平成30年3月30日)	雇児発第488号通知
19	令和7年3月21日 こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(最終改正:令和8年3月30日)	こ成事第175号通知

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

## 目

## 次

## ○幼保連携型認定こども園

## I 処遇

1 児童福祉の基本理念	1
2 全体的な計画・指導計画及び評価	1～3
3 教育及び保育内容	3～6
4 園児の健康・安全の状況	6～9
5 感染症対策	10
6 個人情報保護及び秘密の保持	10～11
7 苦情解決	11
8 事故防止	12～14
9 安全対策	15～17
10 サービスの質の評価等	17

## II 設備

1 建物設備の状況	17～19
2 衛生管理	19

## III 運営

1 定員	20
2 園則	20
3 職員	21～24
4 資格要件	24
5 管理者の職務	25
6 児童対象性暴力等の防止等のための措置	25～26

## IV 職員の処遇

1 就業規則等の整備	26
2 ハラスメントの防止	26
3 労働条件の明示	27
4 職員関係、帳簿の整備	27
5 給与規程の作成	27
6 賃金の一部の控除協定	27
7 労働時間及び雇用管理等	27～28
8 休憩、休日	28
9 時間外労働及び休日労働協定	28
10 時間外労働及び休日労働に 対する割増賃金の支給	28
11 有給休暇	29
12 育児・介護休業規程	29

13 監視又は継続的労働に従事する者に 対する適用除外許可申請	29
14 社会保険への加入	29
15 健康診断の実施等職員の健康管理、 安全衛生管理体制の整備	29
16 職員研修及び職員の定着化	30
17 解雇	30

## V 非常災害対策

1 防火安全対策(火災)	30～31
2 地震、津波災害対策	32
3 風水害、土砂災害対策	33
4 原子力災害対策	33～34
5 備蓄品の確保	34
6 福祉避難所の指定等	34
7 業務継続計画(BCP)の策定	34

## VI 防犯対策

1 防犯体制	35
2 防犯対策の点検状況	35

## VII 食事

1 食育の計画の状況	35
2 献立業務の状況	36
3 発注・購入	36
4 検食	36
5 衛生管理(調理員等)	37
6 衛生管理(施設)	37
7 検査用保存食	38
8 調理業務委託	38
9 食事	38～40

## VIII その他

1 会計経理(全般)	40
2 現金・預金の管理等	40
3 入札方法、契約手続等	40
4 その他支出	41

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
I 処遇	1 児童福祉の基本理念			
	<p>1 児童を権利をもつ主体として位置付け、その人格を尊重するとともに、児童の最善の利益の保障を第一義として教育及び保育を行っているか。</p> <p>《「児童の権利に関する条約」の一般原則》</p> <p>①生命、生存及び発達に対する権利 ②児童の最善の利益 ③児童の意見の尊重 ④差別の禁止</p> <p>2 児童が自由に自己の意見を表明する権利を保障しているか。また、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を正當に考慮して教育及び保育を行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会は、全ての児童に保障されなければならない。一定の能力を有する児童のみに認められるものではない。 ②意見の表明とは、言葉によるものに限らず、顔の表情・視線・身振りなど非言語的手段による意思の表現を含むものであり、乳幼児についても、保育教諭等の応答的な関わりを通じて、意見表明権が保障される必要がある。 ③児童の意見を正當に考慮することとは、児童の意見を全て受け入れることではなく、保育教諭等が児童を一人の人間として捉え、その思いや願いを受け止めようとする受容的な関わりや態度を示すものである。</p> <p>3 児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第3条 児童福祉法第1条 設備運営基準第3条（基準府省令第13条） （基準省令第5条） 教育・保育要領第1章第1</p> <p>児童の権利に関する条約第12条 児童福祉法第2条</p> <p>児童の権利に関する条約第2条 設備運営基準第3条（基準府省令第13条） （基準省令第9条） 教育・保育要領第2章第5-2</p>	<p>(1)児童の権利及び人格を尊重した教育及び保育が行われていないので改善すること。</p> <p>(1)児童の意見表明権が保障されていないので改善すること。  (2)児童の意見を正當に考慮した教育及び保育が行われていないので改善すること。</p> <p>(1)特定の属性を有していること等を理由に、児童に対し差別的な取扱いをしているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p>
	2 全体的な計画・指導計画及び評価			
	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>①教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること。</p> <p>②教育及び保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、教育及び保育の内容の目標を明確にするとともに、全体的な計画の作成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努めること。</p> <p>③全体的な計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を記載すること。</li> <li>・満3歳以上の園児の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下回らないこと。</li> <li>・1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準とすること。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</li> <li>・保育を必要とするこどもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とすること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。</li> <li>・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。一学級の園児数は、30人(35人)以下を原則とし、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とすること。(命令の施行の際、現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数は、令和14年3月31日までは、従前の例によることができる。)</li> </ul>	<p>設備運営基準第3条（基準府省令第4条） （基準府省令第9条）</p> <p>教育・保育要領第1章第2-1</p> <p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等の公布について(通知)」(R8.3.2 こ成基第28号他)</p>	<p>(1)全体的な計画が未作成なので作成すること。</p> <p>(2)全体的な計画が園児の園生活全体を捉えたものとなっていないので改善すること。</p> <p>(3)全体的な計画の内容が不十分であるので見直すこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>※特別な配慮を要する幼児の増加などを背景に、幼児一人一人の発達の特性等に応じ行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることを踏まえて編制基準の引き下げが行われた。</p>			
	<p>2 指導計画が適切に作成されているか。</p> <p>(1) 長期の指導計画及び短期の指導計画が作成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</li> </ul> <p>(2) 指導計画の内容は十分か。</p> <p>①指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。</p> <p>②指導計画の作成に当たっては、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。</li> <li>・環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</li> <li>・園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</li> </ul> <p>その際、園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p> <p>③園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に、満3歳未満の園児は大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、園児の集団生活への円滑な接続について、家庭等との連携及び協力を図る等十分留意すること。</p> <p>④園児の発達の連続性を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳未満の園児について、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態に即して、個別的な計画を作成すること。</li> <li>・満3歳以上の園児について、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促せるよう考慮すること。</li> <li>・異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう考慮すること。</li> </ul> <p>⑤活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。担当の保育教諭等が替わる場合は、十分な連携を図ること。</p> <p>⑥午睡について、安全な午睡環境を確保するとともに、睡眠時間は一律とならないよう配慮すること。</p> <p>⑦長時間にわたる教育及び保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、教育及び保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p>	<p>教育・保育要領第1章第2-2、第3-4</p>	<p>(1) 長期の指導計画がないので作成すること。</p> <p>(2) 短期の指導計画がないので作成すること。</p> <p>(3) 満3歳未満の園児について、個人別指導計画がないので作成すること。</p> <p>(4) 指導計画の内容が園児一人一人の発達過程や状況を踏まえたものとなっていないので改善すること。</p> <p>(5) 午睡や休息のための適切な環境を確保していないので改善すること。</p> <p>(6) 長時間にわたる教育及び保育について、教育及び保育の内容等の指導計画への位置付けが不十分であるので是正すること。</p> <p>(7) 指導計画の内容が不十分であるので見直すこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p>
	<p>3 特別な配慮を必要とする園児への指導は適切か。</p> <p>(1) 障がいのある園児などへの指導は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障がいのある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的かつ組織的に行うこと。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めること。</li> </ul>	<p>法第26条 (学校教育法第81条) 教育・保育要領第1章第2-3</p>	<p>(1) 障がいのある園児の指導について、指導内容や指導方法の工夫が計画的、組織的に行われていないので改善すること。</p> <p>(2) 障がいのあるこどもの保育について、家庭や専門機関と連携した支援のための個別計画等がないので作成すること。</p> <p>(3) 障がいのあるこどもの保育について、指導計画への位置付け、対応が不十分で</p>	<p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	(2)海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児の園生活への適応に配慮した指導は適切か。 ・安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。		あるので是正すること。 (4)海外から帰国した園児等の指導について、指導内容や指導方法の工夫が計画的、組織的に行われていないので改善すること。	B-2
	4 全体的な計画が適切に実施されているか。 (1)園長の方針の下、園務分掌に基づき職員が適切に役割分担しつつ、相互に連携しながら、全体的な計画や指導の改善を図っているか。 (2)教育及び保育等に係る評価は、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施しているか。 【留意点】 園の「全体的な計画」に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育及び保育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの実施が求められる。	教育・保育要領第1章第2-1(4)	(1)職員による役割分担と連携が不十分なので是正すること。  (2)教育及び保育等に係る評価が適切に実施されていないので是正すること。	B-2  B-2
	5 園児の発達の理解に基づいた評価が適切に実施されているか。 (1)指導の過程を振り返りながら園児発達を促すことにつながっているか理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かしているか。 ・他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。 (2)評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容を適切に引き継いでいるか。 【留意点】 園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導が行われているか、常に確認する必要がある。 (参考)「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」(全国保育士会)	教育・保育要領第1章第2-2(4)  法施行規則第30条	(1)評価を踏まえ、指導内容を改善すること。 (2)評価の妥当性や信頼性が不十分なので見直すこと。	B-2  B-2
3 教育及び保育内容				
	1 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本や目標に基づいた教育及び保育がされているか。 乳幼児期における教育及び保育は、こどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は乳幼児期全体を通してその特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。 (1)乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。 (2)乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 (3)乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として教育及び保育のねらい(教育・保育要領第2章参照)が総合的に達成されるようにすること。 (4)乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること。また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	教育・保育要領第1章第1	(1)園の教育及び保育の基本や目標に基づいた教育及び保育を行うよう改善すること。	B-1-(1)
	2 虐待等及び虐待等と疑われる行為をしていないか。また、これらの行為を未然に防止するための対応や疑い事案への対応が適切になされているか。 入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した職員等は、速やかに通報しているか。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条)   (基準省令第9条の2)	(1)虐待等又は虐待等と疑われる行為をしているので改善すること。適切に通報がなされていないので対応すること。	A-1-(1)

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>※園の職員は、園児に対し虐待その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 《認定こども園等における虐待の定義》</p> <p>①身体的虐待：園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②性的虐待：園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ネグレクト：園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 ④心理的虐待：園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【留意点】 ・日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものである。すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解するべきである。 ・各職員や施設単位で日々の保育実践における振り返りを行い、自らのかかわりや施設の保育が園児の人権に配慮し一人一人の人格を尊重したものとされているか確認することなどを通じて、虐待等を未然に防止することが重要である。また、望ましくないと考えられるかかわりに改善が見られない場合や虐待等と疑われる事案が発生した場合には、市町や県に設置されている相談窓口や対応部署に速やかに情報提供や報告を行い、組織として迅速かつ適切に対応を行う必要がある。</p>	<p>法第27条の4第1項 法第27条の2第1項 児童虐待の防止等に関する法律第2条</p> <p>「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(H18.10.6 雇児総発第1006001号)</p> <p>「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(R5.5.12 こ成保44号他)</p> <p>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(こども家庭庁 文部科学省 令和7年8月改訂(令和8年4月一部改訂))</p>	<p>(2)園児の人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわりをしていので改善すること。 (3)虐待等を未然に防止するための対応や疑い事案発生時の対応が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1)</p>
	<p>3 園児のプライバシー保護に配慮した保育等が行われているか。 【留意点】 園児のプライバシー保護の取組みは、園児の人格を尊重した保育等のために重要であり、これらの取組みを規程等に基づき実施するとともに、園児・保護者等に周知する必要がある。 ①園児の着替え・排泄等の場面では、園児の年齢や発達に応じて、周囲から見えないよう設備・環境等の配慮を行うこと。 ②園児の健康に関する情報(食物アレルギー、病歴等)については、園における適切な対応のために必要な最小限の範囲で使用し、関係者以外の目に触れないよう適切に管理すること。 ③園における園児の様子等について、写真・動画等により保護者に情報提供を行う場合は、あらかじめ当該データの取扱いについて保護者に説明し、同意を得ること。 ④児童の性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者が閲覧可能な状態にすることは、児童の権利を守る観点からあってはならないことであり、そうした画像等が残っている場合には至急削除すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条) 個人情報保護法第27条</p> <p>「保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について」(R6.5.7 こども家庭庁等事務連絡)</p>	<p>(1)園児のプライバシー保護に配慮した保育等が行われていないので改善すること。 (2)園児のプライバシー保護の取組みが不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2)</p>
	<p>4 教育及び保育に関する記録が作成されているか。 (1)園児の出席簿を作成しているか。 (2)園児の出席簿の記録内容は十分か。 (3)表簿を作成しているか。 (4)表簿の記録内容は十分か。 表簿は、概ね次のとおりとし、5年間保存しなければならない。 ①学校に関係のある法令 ②園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 ③職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担当学級、担任の教科又は科目及び時間表 ④園児指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 ⑤入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 ⑥資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 ⑦往復文書処理簿</p> <p>【留意点】 園児指導要録のうち入園・卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。</p>	<p>法施行規則第26条で準用する学校教育法施行規則第25条、第28条</p>	<p>(1)出席簿を作成していないので作成すること。 (2)出欠簿の記録(保管)方法が不適切なので改善すること。 (3)出欠簿の記録内容が不十分なので見直すこと。 (4)表簿を作成していないので作成すること。 (5)表簿の取扱いが不適切なので改善すること。 (6)表簿の記録内容が不十分なので見直すこと。 (7)表簿を必要な期間保存していないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2) B-2 B-1-(1) B-1-(2) B-2 B-1-(2)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>5 教育及び保育時間を短縮していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない。</li> <li>・教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮する。</li> <li>・保育を必要とするこどもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して園長が定めること。</li> <li>・1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <p>①開園時間中にすべての園児が帰宅する等により園児のいない時間帯が生じた場合にあっては、事前に保護者へ周知の上、閉園しても差し支えない。ただし、この場合においても、園で定めた開園時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。</p> <p>②「特別の事情」とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指す。</p>	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第9条) 府政共生第1104号通知 4 教育・保育要領第1章第2-1(3)</p>	<p>(1)11時間の開園時間を確保していないので是正すること。</p> <p>(2)教育週数が39週を下回っているので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>6 正当な理由なく休園又は一部休園していないか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、保育所と同様、日曜日及び国民の祝日を除いた日とすることを原則としているか。</li> <li>・日曜日及び国民の祝日以外に行事等の施設の都合で休園にしているか。</li> <li>・保護者等に家庭保育を依頼していないか。</li> </ul> <p>なお、休園又は一部休園(園としては開園しているが、一部の園児を休ませている場合をいう。)の正当な理由とは、①感染症の疾患、②非常災害の発生、③地震防災に係る「警戒宣言」の発令 など</p>	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第9条) 府政共生第1104号通知 4</p>	<p>(1)正当な理由なく全部又は一部休園しているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
	<p>7 保護者との連絡は十分か。</p> <p>(1)園だよりがあるか。(月1回以上の発行が望ましい。)</p> <p>(2)連絡帳(3歳未満児)があるか。</p> <p>(3)保護者との懇談会があるか。</p> <p>(4)家庭訪問を行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>常に園児の保護者と密接な連絡を取り、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>①入園時には、教育及び保育時間、方針、休園等の園の運営内容を入園のしおり等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得ること。</p> <p>②こどもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭との密接な連絡体制を整えておくこと。</p> <p>③3歳未満児については、連絡帳を備えること。なお、年齢ごとに少なくとも以下の内容を含むものとする。</p> <p>0歳児:機嫌、食欲(前日の夕食・朝食の内容)、顔色(体調)、睡眠(就寝・起床時刻)、排泄、検温(測定時刻・体温)、家庭・園での様子</p> <p>1・2歳児:機嫌、顔色(体調)、検温(測定時刻・体温)</p>	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第36条)</p>	<p>(1)保護者との連絡体制が整備されていないので改善すること。</p> <p>(2)園だよりが発行されていないので改善すること。</p> <p>(3)3歳未満児の連絡帳を作成していないので作成すること。</p> <p>(4)連絡帳の記載内容が不十分であるので見直すこと。</p> <p>(5)保護者との懇談会を実施していないので実施するよう努めること。</p> <p>(6)家庭訪問を実施していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>8 園児指導要録の取扱いは適切か。</p> <p>(1)学籍等に関する記録は記入されているか。</p> <p>ア 園児の氏名、性別、生年月日及び現住所、イ 保護者氏名及び現住所、ウ 学籍等の記録(入園・転園・退園・修了等)、エ 入園前の状況、オ 進学・就学先等(名称・所在地等)、カ 園名、所在地、キ 各年度の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名、※ 満3歳以上の園児については学級、整理番号</p> <p>(2)指導等に関する記録は適切に記入されているか。</p> <p>【満3歳以上の園児に関する記録】</p> <p>ア 指導の重点等(学年、個人)、イ 指導上参考となる事項(1年間の指導の経過と園児の発達の姿、次年度の指導の配慮事項等)、ウ 出欠状況(教育日数・出席日数)</p> <p>【満3歳未満の園児に関する記録】</p> <p>エ 園児の育ちに関する事項</p>	<p>法施行規則第30条 教育・保育要領第1章第2-1(5)</p> <p>「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項について」 (H30.3.30 府子本第315号他)</p>	<p>(1)園児指導要録が作成されていないので作成すること。</p> <p>(2)学籍等に関する記録が外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとなっていないので見直すこと。</p> <p>(3)指導等に関する記録が次年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとなっていないので見直すこと。</p> <p>(4)記録の内容が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>(3) 小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、小学校との連携を通じた質の向上を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長は、幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録を作成しなければならない。</li> <li>・園長は、園児が進学した場合又は転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先又は転園先の校長若しくは園長等に送付しなければならない。</li> </ul>		(5) 園児指導要録が進学先又は転園先へ送付されていないので送付すること。	B-1-(2)
	<p>9 子育ての支援は行われているか。</p> <p>(1) 保護者に対する子育ての支援が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</li> <li>・教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促すとともに、参加しやすい工夫すること。</li> <li>・全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるように工夫すること。</li> <li>・保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて多様な事業を実施する場合は、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮すること。</li> <li>・教育を行う標準的な時間の終了後等に一時預かり事業などを行う活動は、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、弾力的な運用を行うこと。</li> <li>・園児に障がいや発達上の課題が見られる場合は、市町や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</li> <li>・外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合は、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。</li> <li>・保護者等に育児不安等が見られる場合は、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</li> <li>・保護者に不適切な養育が疑われる場合は、市町や関係機関と連携し、適切な対応をとること。また、虐待が疑われる場合は、速やかに市町又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</li> </ul> <p>(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性や専門性を考慮して地域において必要と認められるものを実施すること。また、地域のこどもに対する活動を行う際は、一人一人のこどもの心身の状態などを考慮するとともに、柔軟に活動を展開できるようにすること。</li> <li>・市町の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域のこどもを巡る諸課題に対し、関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。</li> <li>・地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。</li> </ul>	教育・保育要領第4章第2、第3	<p>(1) 保護者に対する子育ての支援が行われていないので改善すること。</p> <p>(2) 地域の保護者等に対する子育て支援が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
4	園児の健康・安全の状況			
	1 学校保健計画を作成しているか。	法第27条、学校保健安全法第5条、教育・保育要領第3章第1-2	(1) 学校保健計画を作成していないので作成すること。	B-1-(2)
	<p>2 園児の健康診断が適正に実施されているか。</p> <p>(1) 入園時の健康診断を実施しているか。(原則入所月内)</p> <p>※ 年度途中の入園児についても同様に実施すること。なお、転入した園児の転園前の保育所等における健康診断の結果の写し又は3歳未満児の母子健康手帳の写しの提出をもって入園時の健康診断に代えることは、入園日から遡って6か月以内に受診したものに限り認められること。</p> <p>※ 母子保健法に基づく健康診査の結果をもって定期又は臨時の健康診断に代えることは、健康診断の実施日から遡って6か月以内に受診したものに限り認められること。</p> <p>(2) 定期健康診断を実施しているか。(少なくとも1年に2回、1回目は6月30日までに実施)</p> <p>(3) 実施時期・方法は適当か。</p> <p>(4) 未実施児への対応は十分か。</p> <p>(5) 検査項目は十分か。</p> <p>(6) 健康診断の結果を適切に記録し、整理・保管しているか。(健康診断票は5年以上保存)</p>	<p>法第27条</p> <p>法施行規則第27条</p> <p>学校保健安全法第13条、第14条</p>	<p>(1) 入園時の健康診断を実施していないので実施すること。</p> <p>(2) 健康診断を年2回実施していないので実施すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施時期又は方法が適切でないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
		学校保健安全法施行規則第5条、第8条、第9条	(4) 実施日に欠席した園児等への対応が不十分なので改善すること。	B-1-(2)
		教育・保育要領第3章第1	(5) 検査項目が不十分なので改善すること。	B-1-(2)

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>(7)身長、体重及び胸囲の測定を定期的に行っているか。(身長、体重は毎月、胸囲は年2回以上)</p> <p>(8)健康診断の結果を保護者に通知しているか。また、疾病の予防処置、治療の指示等必要な措置をとっているか。</p> <p>(9)検査結果に異常があった園児について、保護者に受診(再検査)の勧奨を行っているか。</p> <p>(10)受診(再検査)の勧奨を行った園児について、再検査の結果又は治療の状況を確認しているか。</p> <p>【留意点】 入園児の疾病の予防に留意し、常に保護者・学校医・保健所等と緊密に連携し、清潔の習慣・食生活・遊びの内容としての活動と休息のバランス・体の鍛錬・環境整備・衣服調節・歯科衛生・感染症の防止等の注意を図る。園長は、入園した者に対し、入園時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>視力及び尿検査についても、学校医と協議の上、必要と認められる園児については、適切に実施すること。特に、視力については、幼児期に強い屈折異常や斜視があると目の機能の発達が遅れ、十分な視力が得られないことがあり、こうした異常は早く発見し、正しい治療や指導を受ける必要がある。視力検査は、目の異常の有無の確認に重要な検査であることから、幼保連携型認定こども園において全園児の視力検査を実施できない場合であっても、少なくとも3歳以上の園児については、保護者に家庭での視力検査の実施を依頼するなど、定期的に園児の目の状態を確認する機会を設ける必要がある。</p> <p>ただし、3歳未満児については、原則として以下のとおりとして差し支えない。 ・「尿検査」については、採尿自体が困難であること等から、健康診断の検査の項目として実施することは求めないこと。 ・「視力検査」及び「聴力検査」については、学校と同様の方法で行うことは求めないこと。なお、児童の健康な生活の観点や、斜視や弱視、難聴等の早期発見・早期対応の観点を踏まえつつ、こどもの状況等に応じた方法で行うことが期待されること。</p>	<p>「保育所等における低年齢児の健康診断について」(R7.9.16 こ成基第213号他)</p> <p>「乳幼児に対する健康診査について」(H10.4.8 児母発第29号)(最終改正：R5.3.22)</p> <p>保育所等における低年齢児の健康診断に関する事例集(令和7年3月日本総研)</p>	<p>(6)検査結果の記録がないので記録すること。</p> <p>(7)身長、体重及び胸囲の測定を定期的に行っていないので実施すること。</p> <p>(8)検査結果を保護者に通知していないので通知すること。</p> <p>(9)保護者に受診(再検査)の勧奨を行っていないので改善すること。</p> <p>(10)再検査の結果又は治療の状況を確認していないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p>
	<p>3 入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>・入園前の発育と健康状態・既往歴・生活習慣等を知ることは、入園後の健康管理に役立てるため必要である。</p>	<p>教育・保育要領第3章第1-1、3</p>	<p>(1)入園前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない又は不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>4 日々の健康状態を観察し、必要に応じて記録しているか。</p> <p>・身長、体重等の測定を定期的に行っているか。</p> <p>・登園時、在園時に園児の状態を観察して、疾病が疑われる状態、傷害が認められた場合に、保護者への連絡、学校医と相談するなど適切に対応しているか。</p> <p>【留意点】 ・顔色・活発さ・他児への話しかけ・機嫌・食欲・吐き気・便秘・日常と異なる行動はないか、日々健康状態など園児を観察し、保育内容の向上に役立てることが求められる。毎日登園時に、顔ぼう・体温・皮膚の異常の有無及び清潔状態について観察し必要に応じ適当な措置をとらなければならない。また降園時に清潔・外傷・服装等の異常について、個々の園児を点検し、異常があった場合はその処置を行い保護者に引き渡すことが必要である。</p>		<p>(1)日々の健康状態を把握していないので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>5 虐待等への対応が的確に行われているか。</p> <p>(1)職員に対し、虐待防止の研修が行われているか。</p> <p>(2)児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>(3)発見したときは、速やかに市町、県の設置する福祉事務所・児童相談所に通告しているか。</p> <p>(4)関係機関との連携が図られているか。</p> <p>(5)教育及び保育中や園への登園・降園時の観察等により、虐待等の兆候について、保育教諭等から</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律第4条～第6条</p> <p>教育・保育要領第3章第1-1(3)</p>	<p>(1)虐待等への対応が的確に行われていないので改善すること。</p> <p>(2)虐待防止に係る職員への研修が行われていないので定期的実施すること。</p> <p>(3)虐待等の早期発見のための取組みが行われていないので実施すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>報告等がされているか。</p> <p><b>【留意点】</b> 虐待等の早期発見に関しては、園児の身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが必要である。また、マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、さらに、市町をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要である。</p>	<p>「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(H18.10.6 雇児総発第1006001号)</p>	<p>(4)関係機関との連携が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>6 救急対応を適正に行うために必要な措置を講じているか。</p> <p>(1)保育教諭間及び学校医等との連携体制が整備されているか。</p> <p>(2)救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習を定期的に行っているか。また、施設内で研修・訓練を行っているか。</p> <p>(3)119番通報の訓練を含めた事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めているか。</p> <p>(4)児童等の心停止時にAEDを速やかに使用できるよう、施設内へのAED設置等の措置を講じているか。また、AEDの配置場所が容易に把握できるよう、適切な場所への配置や位置を示す掲示等を行っているか。</p> <p><b>【留意点】</b> ①在園中に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 ②園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。 ③重大事故(と考えられる事故)が発生した場合は、以下について迅速に対応すること。 ・心肺蘇生・応急処置、119番通報をする。 ・事故の状況(けが人、現場・周囲の状況等)を的確に把握する。 ・保護者に事故の発生について連絡し、現在分かっている事実を説明する。 あわせて、以下の点に留意すること。 ・こどもの生命と健康を優先し、応急処置は迅速に行う。 ・受診の判断に迷う場合には受診する。 ・職員は事故の状況やこどもの様子に動揺せず、またこどもの不安を軽減するように対応する。 ④AEDは幼児のみならず、1歳未満の乳児に対しても使用できる。AEDは心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置が求められており、施設内への設置が望ましいこと。また、施設内への設置が困難な場合であっても、建物内や近隣のAEDが速やかに使用できるようにすること。</p>	<p>教育・保育要領第3章第1-3</p> <p>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3 内閣府)</p> <p>「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインの補訂について」(R1.5.17 医政発0517第11号)</p>	<p>(1)保育教諭間及び学校医等との連携体制が整備されていないので整備すること。</p> <p>(2)救急対応の実技講習を定期的に通講していないので受講すること。</p> <p>(3)救急対応の施設内訓練等を実施していないので実施すること。</p> <p>(4)事故防止に係る職員の資質の向上のための取組みが不十分なので改善すること。</p> <p>(5)AEDの速やかな使用のための措置が講じられていないので改善すること。</p> <p>(6)医務室の環境整備が不十分なので改善すること。</p>	<p>A-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>7 0歳児の日々の健康状態の記録状況が適正であるか。</p> <p>(1)0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。</p> <p>(2)乳幼児突然死症候群(SIDS)を予防するための対策を行っているか。 ・乳児期の園児に対し、寝かせ始めにあおむけ寝にする、睡眠時に点検表を利用して園児の様子を観察するなどの対策をとっているか。</p> <p>(3)保護者と連絡を取っているか。</p> <p><b>【留意点】</b> ①特に0歳児は、身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いので健康状態については、万全の措置と細心の注意が要請される。また、発育の状況も著しく、個人差も大きいので、一人一人について日々記録しておく必要がある。 ②乳幼児突然死症候群(SIDS)のほとんどが1歳過ぎまでに発生していることを踏まえ、少なくとも1歳半までは睡眠時の園児の観察及び記録を行うこと。</p>	<p>教育・保育要領第3章第1-1</p>	<p>(1)0歳児の日々の健康状態の記録がないので記録すること。</p> <p>(2)SIDSの事故防止対策を講じていない又は不十分であるので対策を講ずること。</p> <p>(3)健康状態に関して保護者と連絡を取っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>8 0・1歳児の家庭での状態を把握しているか。                      ※0・1歳児の低年齢児は、日々の健康状態に変化が特に著しい時期であり、登園時までの家庭での健康状態(食事・睡眠・体調等)を十分把握し、園での保育に生かす必要がある。</p>	<p>教育・保育要領第3章第1-1</p>	<p>(1)家庭での状態を把握していないので把握すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>9 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。(使用期限や保管方法)  <b>【留意点】</b>                      園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。                      ①薬品……………消毒液、軟膏、湿布薬など。                      ②包帯材料他…ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯など。                      ③器具他……………ピンセット、はさみ、体温計、冷却シート等、身体測定用具など。                      ④薬品の管理…定期的に点検して、必要があれば新品と取替え古い物は捨てる。また、薬品名が不明のものは廃棄する。                      ⑤その他……………内服薬については、医師の指示した薬を服用することを原則とし、常用薬は置かない。                      園の処置はあくまで医師の治療を受けるまでの処置であり、これをもって治療としてはならない。</p>	<p>教育・保育要領第3章第1-3(4)</p>	<p>(1)必要な医薬品等の整備・管理を適正に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>10 個別に与薬が必要な園児については、保護者から与薬依頼票等を徴しているか。また、預かった薬を適切に管理しているか。  <b>【留意点】</b>                      ①幼保連携型認定こども園において園児に薬を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定すること。                      ②服用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみを持参させること。                      ③与薬依頼票等は、少なくとも以下の内容を含むものとする。                      保護者記入欄:医療機関(医師)名、病名(症状)、薬の種類、服用(使用)方法、依頼年月日、園児名、保護者名、処方期間                      園記入欄:受領者名、与薬者名及び与薬時間                      ④預かった薬については、他のこどもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど管理を徹底する。また、与薬に当たっては、複数の保育士等(保育教諭等)で、対象児を確認し、与薬忘れ等の誤りがないようにするとともに、与薬後には子どもの観察を十分に行う。</p>	<p>教育・保育要領解説第3章第2節3(5)</p>	<p>(1)与薬が必要な園児について、保護者から与薬依頼票等を徴していないので徴取すること。  (2)保護者から預かった薬の保管が不適切であるので管理を徹底すること。</p>	<p>B-1-(2)  B-1-(2)</p>
	<p>11 保育室、便所等の設備、寝具、遊具等の備品が清潔であるか。                      園児は、心身ともに未熟で抵抗力が弱く、容易に病気や感染症にかかる。そのため、日頃から清掃・消毒等に関するマニュアルを活用し、常に清潔な環境を保つことができるよう配慮することが大切である。  <b>【着眼点】</b>                      乳児用ベッドの劣化・錆び、手拭きタオルの共用・重なり、歯ブラシの保管状態(毛先を上向きにして保管しているか等)、手洗い石鹸等がなくなっていないか、床・じゅうたん・畳・カーテン・クッション等が清潔であるか、加湿器・空気清浄機等が清潔であるか 等  <b>【留意点】</b>                      固形石鹸及びその置き台、ネット等には前に使用した人の汚れやウイルス等が付着している可能性が高いことから、液体石鹸の使用を原則とすること。</p>	<p>教育・保育要領第3章第3-1(1)  学校保健安全法第6条</p>	<p>(1)設備等に衛生上、著しい問題があるので改善すること。  (2)衛生管理が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)  B-1-(2)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5	<p><b>感染症対策</b></p> <p>1 感染症及び食中毒対策は万全か。また、保健所と連携し助言指導を受けた場合は改善しているか。          ・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。          (1) 感染症の予防対策を講じているか。          (2) 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。          (3) 予防すべき感染症にかかり、その疑いがある又はかかるおそれのある園児に対して、出席停止の措置を適切に講じているか。          (4) 設置者は、感染症の予防上必要がある場合に、全部又は一部の休業の措置を適切に講じているか。          (5) 出席停止や休業を行った場合に、保健所に連絡されているか。  <b>【留意点】</b>          ① 幼保連携型認定こども園は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。          ② メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、ノロウィルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については、万全を期すこと。          ③ 感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに、速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。</p>	<p>法第27条          学校保健安全法第21条          学校保健安全法施行規則第18条～21条          教育・保育要領第3章第1-3          「学校において予防すべき感染症の解説」(H30.3(公財)日本学校保健会)</p>	<p>(1) 感染症及び食中毒の予防対策を講じていないので改善すること。          (2) 感染症発生時、速やかに保健所等に報告がされていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)          B-1-(1)</p>
6	<p><b>個人情報保護及び秘密の保持</b></p> <p>1 個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。  <b>【具体的内容】</b>          (1) 利用目的をできる限り特定すること。          (2) 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。また、あらかじめその利用目的を公表している場合(事務所に掲示、ホームページに掲載等)を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないこと。          (3) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人(未成年者又は被後見人の場合は、法定代理人、知的障がい者の場合は本人及び家族)の同意を得ること。          (4) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと。</p> <p>2 個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な措置を講じているか。  <b>【具体的内容】</b>          (1) 個人情報保護に関する規程の整備、公表          (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備(管理者、監督者等の設置)          (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備          (4) 入退館(室)管理の実施、機器等の固定等の物理的保護、アクセス管理等の技術的安全管理措置の実施          (5) 従業者の個人情報保護に関する規程の整備          (雇用契約書や就業規則において在職中及び離職後の守秘義務を課することなど)          (6) 職員(派遣労働者、ボランティア、実習生を含む。)からの誓約書の徴取等          (7) 従業者に対する教育研修の実施          (8) 業務委託における個人情報の安全管理のための措置を盛り込んだ委託契約書の作成          (委託者が定める安全管理措置を受託者の義務とすることなど)</p> <p>3 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか。  <b>【具体的内容】</b>          (1) 第三者に対し個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要がある。          (2) ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。</p>	<p>個人情報保護法第15～27条          設備運営基準第3条(基準府省令第13条)          (基準省令第14条の2)「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(H28.11 個人情報保護委員会)(最終改正: R3.10)</p>	<p>(1) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護について、保護者にあらかじめ文書等による同意をとること。          (1) 個人情報保護について必要な措置が不十分であるので是正すること。          (1) 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に同意をとること。</p>	<p>B-1-(2)          B-1-(1)          B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>ア)法令に基づく場合。                      イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(急病のため、医師に状況を説明する場合等)                      ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等)                      エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。                      (3)個人情報保護法第21条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、第27条に基づき本人の同意が必要となる。</p> <p>4 本人から保有個人データの開示を求められたときには、遅滞なく開示しているか。  <b>【具体的内容】</b>                      (1)本人から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく開示しなければならない。                      (2)ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。                      ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。                      イ)当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。                      ウ)他の法令に違反することとなる場合。</p>		<p>(1)本人から保有個人データの開示請求を求められたときは、遅滞なく開示すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p><b>7 苦情解決</b></p>	<p>1 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続きを明確にしているか。                      2 苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置しているか。                      3 苦情解決の仕組み、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名、連絡先等が利用者に周知されているか。                      4 苦情内容等の記録簿を整備しているか。                      5 解決結果等を公表しているか。(個人情報に係るもの及び苦情申出人が公表を拒否したものを除く。)  <b>【留意点】</b>                      社会福祉事業の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。                      なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p>	<p>社会福祉法第82条                       設備運営基準第3条                      (基準府省令第13条)                      (基準省令第14条の3)                      「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」                      (H12.6.7 児発第575号他)(最終改正:H29.3.7)</p>	<p>(1)苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続きを明確にすること。                      (2)苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置すること。                      (3)第三者委員を設置すること。                      (4)苦情解決の仕組み等を周知すること。                      (5)苦情内容の記録簿を整備すること。                      (6)苦情の有無及び解決結果等を公表すること。</p>	<p>A-1-(1)                       A-1-(2)                       B-1-(1)                       B-1-(1)                       B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><b>8 事故防止</b></p> <p>1 園児の事故防止のための取組みを行っているか。            ・事故の恐れのある場所等の再点検            ・職員の危機意識向上研修            ・点検事項遵守の定期的検証            ・事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成            ・事故発生の防止のための指針の整備</p> <p>2 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成しているか。かつ、事故防止、予防策の検討をし、集計・分析を行い、職員全体に周知しているか。</p> <p>3 損害賠償保険に加入しているか。</p> <p>4 事故について自治体、家族等指定された連絡先に速やかに連絡・報告しているか。</p> <p>5 重大事故が発生しやすい場面における事故防止対策を行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①こどもは、その発達上の特性から事故の発生が多く、それによる障害はこどもの心身に多くの影響を及ぼす。事故防止は、保育の大きな目標であることを認識する必要がある。保育教諭等は、こどもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対してこどもの事故についての認識を深めるための協力を求める。事業者及び施設管理者並びに従事者は、利用者の安全で安心できる生活が営めるよう、業務上通常人に比べて特別の注意義務を有する。職員の不注意や危機意識の欠如等により児童の安全が脅かされることのないよう、事故防止の取組みを行う必要がある。</p> <p>②こどもの年齢、場所、活動内容に留意して事故の発生防止に取り組む必要がある。特に、重大事故が発生しやすい場面については、以下の注意事項を踏まえて対応すること。</p> <p>ア 睡眠中</p> <p>○以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。            《窒息リスクの除去の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせる。</li> <li>・一人にしない、寝かせ方に配慮を行う、安全な睡眠環境を整える。</li> <li>・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。</li> <li>・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。</li> <li>・口の中に異物がないか確認する。</li> <li>・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。</li> <li>・こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。</li> </ul> <p>イ プール遊び・水遊び</p> <p>○プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。</p> <p>○事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。</p> <p>《プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視者は監視に専念する。</li> <li>・監視エリア全域をくまなく監視する。</li> <li>・動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。</li> <li>・規則的に視線を動かしながら監視する。</li> <li>・十分な監視体制の確保ができない場合には、プール活動の中止も選択肢とする。</li> <li>・時間的余裕をもってプール活動を行う。等</li> </ul> <p>○施設は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行う。</p>	<p>教育・保育要領第3章第3-2</p> <p>教育・保育要領解説第3章第4節2</p> <p>「教育・保育施設等における事故の報告等について」(R7.3.21 成安第44号他)</p> <p>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3 内閣府)</p> <p>「教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について」(R5.4.27 こども家庭庁等事務連絡)</p> <p>「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」(R4.6.13 府子本第679号他)</p>	<p>(1)事故防止のための取組みを行っていないので改善すること。</p> <p>(2)事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成すること。</p> <p>(3)事故について、速やかに連絡・報告すること。</p> <p>(4)事故防止マニュアルが整備されていないので整備すること。</p> <p>(5)重大事故が発生しやすい場面における事故防止対策が不十分であるので改善すること。</p> <p>(6)熱中症事故の防止対策が不十分であるので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>ウ 誤嚥(食事中)</p> <p>○ 職員は、児童の食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の児童の健康状態等について情報を共有する。</p> <p>○ 児童の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。</p> <p>※ りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなつたとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食)完了期までは加熱して提供すること。</p> <p>ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。</p> <p>○ 食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。</p> <p>《食事の介助をする際に注意すべきポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう児童の意志に合ったタイミングで与える。</li> <li>・ 児童の口に合った量で与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。</li> <li>・ 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する)。</li> <li>・ 汁物などの水分を適切に与える。</li> <li>・ 食事の提供中に驚かせない。</li> <li>・ 食事中に眠くなっていないか注意する。</li> <li>・ 正しく座っているか注意する。</li> </ul> <p>○ 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、児童(特に乳児)の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。</p> <p>○ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>エ 誤嚥(玩具、小物等)</p> <p>○ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</p> <p>○ 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用し、その児童の行動に合わせてものを与える。</p> <p>○ 児童が、誤嚥につながる物(例:髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など)を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。</p> <p>○ 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設内で情報を共有し、除去することが望ましい。</p> <p>オ 食物アレルギー</p> <p>○ アレルギーについて施設での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を、保育所においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配付し、提出してもらい、食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする。</p> <p>○ 主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの児童が施設にいる場合、除去食又は代替食による対応が必要。</p> <p>○ 施設では、家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する可能性があることから、食事後に児童がぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行うことが望ましい。</p> <p>○ 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、調理、配膳①(調理室から食事を出すときの配膳)、配膳②(保育室等での食事を準備するときの配膳)、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。</p>			

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>○ 自らの施設において、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図ることが望ましい。</p> <p>(ア) 食事提供の全過程の中で人的エラーが発生しそうな事象、人的エラーが発生したがチェック体制により防ぐことができた事例を報告し、自らの施設で人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにする仕組みを作る。</p> <p>(イ) 上記(ア)で明らかになった「人的エラーが発生する可能性がある場面」の情報をもとに、それぞれの場面における人的エラーを減らす方法を共有する。</p> <p>《人的エラーを減らす方法の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。</li> <li>・ 食物アレルギーの児童の食事を調理する担当者を明確にする。</li> <li>・ 材料を入れる容器、食物アレルギーの児童に食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。</li> <li>・ 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。</li> <li>・ 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの児童の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。</li> </ul> <p>(ウ) 上記(ア)で明らかになった場面のうち、特に重要な場面(例: 調理室で代替食を調理する時、取り分けする時、ワゴンで調理室から他の職員に受け渡す時、保育室等で配膳する時)を決め、アレルギー表と現物等との突き合わせによる確認を行う。</p> <p>○ 施設における食物アレルギーへの対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月厚生労働省)及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を参考に取る。</p> <p>③熱中症事故の防止のため、以下のような点に留意すること。</p> <p>○ 送迎用バスに置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、児童の所在確認を徹底し、置き去り事故防止に万全を期すこと。</p> <p>○ 暑くなる前から暑熱順化(体を暑さに徐々に慣らしていくこと)を適切に取り入れること。</p> <p>○ 身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、活動前に適切な水分補給を行うこと。</p> <p>○ 必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えるほか、こまめな休憩をとること。</p> <p>○ 活動終了後も水分補給を行うこと。</p> <p>○ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、衣服を緩める、早期の水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。</p> <p>また、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を危機管理マニュアルなどにおいてあらかじめ具体的に定め、職員間で共有しておくよう努めること。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGT)を用いることが考えられる。</p>	<p>「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(R7.6.3 こども家庭庁等事務連絡)</p>		

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p><b>9 安全対策</b></p>	<p>1 設備の安全点検、園児に対する安全指導、職員の研修その他安全に関する事項を定めた学校安全計画を策定し、実施しているか。</p> <p>(1)学校安全計画を策定しているか。また、少なくとも次の事項を含む計画となっているか。</p> <p>《必要的記載事項》</p> <p>ア 園の施設設備の安全点検</p> <p>イ 園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導</p> <p>ウ 職員に対する研修に関する事項</p> <p>【留意点】</p> <p>学校安全計画は、園において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、園の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ作成されるべきものである。</p> <p>①園の施設設備の安全点検については、園舎等からの落下事故、園に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずることが求められる。</p> <p>②園児に対する安全指導については、園児に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、園児を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要である。近年、学校内外において園児が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路や散歩コースの危険箇所を示したマップの作成など安全指導の充実に努めること。</p> <p>③職員の研修については、学校安全に関する取組が全ての教職員の連携協力により園全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努めること。</p> <p>(2)学校安全計画の内容について、職員及び保護者等に周知しているか。</p> <p>(3)定期的に計画の見直しを行うとともに、必要に応じて計画の変更を行っているか。</p>	<p>学校保健安全法第27条～第30条</p> <p>教育・保育要領第3章第3-2</p> <p>「学校安全資料『生きる力』をばくむ学校での安全教育」(平成31年3月改訂2版)(文部科学省)</p>	<p>(1)学校安全計画が策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)学校安全計画の内容が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)学校安全計画の内容が職員及び保護者等に周知されていないので周知すること。</p> <p>(4)学校安全計画に基づく取組みが不十分なので改善すること。</p> <p>(5)定期的な計画の見直し及び必要に応じた計画の変更が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>2 施設・設備等の安全管理が適切に行われているか。</p> <p>(1)施設・設備等の安全点検が定期的に行われているか。(少なくとも毎学期1回以上)</p> <p>【留意点】</p> <p>安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。</p> <p>(2)屋外遊具の安全点検が適切に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多いことから、職員が日常的に定期点検を行うとともに、専門業者により年1回以上の詳細な点検を行うこと。</p> <p>②詳細な点検は、遊具の安全基準や規格などを熟知した専門業者により実施される必要があることから、(一社)日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に基づき点検を実施できる技術者等により実施すること。また、点検業務の委託に当たっては、点検を実施する技術者の資格要件を仕様書に明記するなど、専門業者による点検が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>③施設長は、専門業者による点検への立会い等を通じて点検方法等の理解に努めるとともに、職員に対する遊具の危険箇所の周知や安全教育の実施等により、施設の安全管理に対する共通理解を深めることが望ましい。</p>	<p>学校保健安全法施行規則第28条、第29条</p> <p>教育・保育要領第3章第4-2</p> <p>「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(H20.8.29 雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)</p>	<p>(1)施設・設備等の定期的な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)施設・設備等の点検項目が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)屋外遊具について年1回以上の詳細な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)屋外遊具の詳細な点検について、点検業務を適正に実施できる者により行われていないので改善すること。</p> <p>(5)職員による屋外遊具の定期点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(6)異常・劣化等の見られた遊具について対策が講じられていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>(3) 園外活動(散歩、遠足等)に係る安全管理が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的地及び経路の事前の安全確認(下見)の実施</li> <li>・危険箇所の一覧表や散歩マップ等による職員間の情報共有</li> <li>・園外活動時の職員体制と役割分担、緊急事態発生時の連絡方法等の検討及び必要な対策の実施</li> <li>・下見結果等を踏まえた園外活動計画の作成</li> <li>・園外活動の携行品、ベビーカー等の点検</li> <li>・園児の人数、健康状態、出発時の服装等の確認</li> <li>・活動結果を踏まえた園外活動記録の作成及び振り返り、散歩マップ等の見直し</li> </ul> <p>【留意点】</p> <p>①園外活動に係る事前の下見は、散歩等で日常的に目的地としている場所については、年度当初に危険箇所の一覧表等による職員間の情報共有が十分に行われている場合、毎回の実施を必須とはしないが、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、必ず事前の下見を行うこと。</p> <p>②散歩マップ等は、目的地までの想定経路、病院・交番・AED設置場所等の情報を含むものとし、現地の写真の活用等を通じて、危険箇所等の認識の共有が十分に図られるようにすること。</p>	<p>「保育所等における園外活動時の留意事項について」(R1.6.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(7) 園外活動に係る安全管理が適切に行われていないので改善すること。</p> <p>(8) 園外保育計画・記録の内容が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
	<p>3 園児の安全確保を図るため、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 危機管理マニュアルを作成しているか。</p> <p>(2) 危機管理マニュアルの職員に対する周知、訓練の実施等、危険等の発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 訓練等の結果を踏まえ、定期的にマニュアルの検証・見直しを行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>幼保連携型認定こども園は、園児が心身ともに未熟であり、預かり保育等で園児の登降園時間は様々、広域から通園、教育活動の場や内容・時間配分が多様、職員数が少ない、職員の職種や勤務時間・曜日が様々などの特徴があり、これらを危機管理の際の留意点として押さえた上でマニュアルを作成することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎)での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。</li> <li>・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。</li> </ul>	<p>学校保健安全法第29条</p> <p>教育・保育要領第3章第3-2</p> <p>「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(H30.2 文部科学省)</p>	<p>(1) 危機管理マニュアルが作成されていないので策定すること。</p> <p>(2) 危機管理マニュアルの職員への周知が不十分なので全職員に周知すること。</p> <p>(3) 危機管理マニュアルに基づく訓練の実施等、危険等発生時における職員の適切な対処のための措置が不十分なので改善すること。</p> <p>(4) マニュアルの検証・見直しが不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 園児に対する安全指導を実施しているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の発達や能力に応じた方法で、園児自身が園の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。</li> <li>・地域の関係機関と連携し、交通安全等について学ぶ機会を設けること。</li> </ul>	<p>学校保健安全法第27条、第30条</p>	<p>(1) 園児に対する安全指導が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2) 園児に対する安全指導の取組内容が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>5 園児の登降所時等の安全管理が適切に行われているか。</p> <p>(1) 園児の登降所について、保護者等園児の安全に責任のある者に行わせているか。</p> <p>(2) 保護者の送迎時の駐停車スペースが確保されているか。</p> <p>(3) 送迎バスを運行している場合は、有償運送の許可はあるか。</p> <p>(4) 送迎バス等の乗降車時に、点呼等により園児の所在を確認しているか。</p> <p>※送迎に限らず、園児の移動のために自動車を運行するときは、所在確認を行うこと。</p>	<p>教育・保育要領第3章第3-2</p> <p>道路運送法第78条</p> <p>学校保健安全法施行規則第29条の2</p>	<p>(1) 児童の登降所を責任のある者以外に行わせているので改善すること。</p> <p>(2) 送迎用の駐停車スペースがないので確保すること。</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p>

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分						
	<p>(5)送迎バスを運行している場合は、要件を満たす安全装置を装備しているか。 《安全装置の要件》 装備する安全装置は、「降車時確認式」、「自動検知式」のいずれかの方式であって、国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の定める要件に適合する製品であること。</p> <p>(6)バス送迎に係る安全管理マニュアル等を整備し、職員間で共有しているか。 【留意点】 送迎バスを運行する場合は、運転を担当する職員の他に園児の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。</p> <p>(7)送迎バスには消火器を備えているか。</p>	<p>保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について（再周知）(R4.9.6 事務連絡) バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について(R4.10.12 事務連絡)</p> <p>「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(R4.12.20 事務連絡)</p> <p>道路運送車両の保安基準第47条</p>	<p>(3)送迎バスの有償運送の許可がないので手続きを行うこと。</p> <p>(4)乗車・降車時に点呼等により園児の所在を確認していないので確認すること。</p> <p>(5)送迎バスに要件を満たす安全装置が装備されていないので装備すること。</p> <p>(6)バス送迎に係る安全管理マニュアル等の整備・共有が行われていないので改善すること。</p> <p>(7)送迎バスに適正な消火器が備えられていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p>						
10 サービスの質の評価等										
	<p>1 外部評価受審等、サービスの質向上のための取組みをしているか。 ・教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自己評価を行い、その結果を公表しているか。 ・保護者など関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。 ・定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めているか。 【留意点】 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講じることにより、常に福祉サービスを受ける利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p>	<p>社会福祉法第78条 法第23条 法施行規則第23条～第25条</p> <p>「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(H26.4.1 雇児発0401第12号他)（最終改正：H30.3.26）</p>	<p>(1)自己評価を行っていないので改善すること。</p> <p>(2)自己評価の結果の公表を行っていないので改善すること。</p> <p>(3)保護者など関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>(4)定期的に外部評価を受け、その結果を公表するよう努めること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p>						
II 設備										
1 建物設備の状況										
	<p>1 構造・設備が基準を満たしているか。 (1)幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。 (2)園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 (3)乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けなければならない。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上の階に設けることができる。 (4)園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 (5)園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。 ①次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②満3歳未満の園児の数に応じ、下記により算定した面積 ア 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 イ ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ウ 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第6条、第7条、附則第2条～第4条)</p> <p>(基準府省令第13条) (基準省令第32条)</p>	<p>(1)構造、設備が基準を満たしていないので是正すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
学級数	面積(平方メートル)									
1学級	180									
2学級以上	320+100×(学級数-2)									

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分						
	<p>(6) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。</p> <p>①次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="474 288 927 368"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p> <p>②3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(7) 園舎には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室は、それぞれ兼用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室、乳児室又はほふく室(満2歳未満の保育を必要とするこどもを入園させる場合に限る。)、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> </ul> <p>(8) 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。</p> <p>(9) 園外で調理し、搬入する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(10) 園内で調理する方法により園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、食事を提供する園児の数が20人に満たないときは、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>(11) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>(12) (7)の設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を設けるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室</li> </ul> <p>※経過措置あり</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物は同一敷地、隣接地に設置が原則であるが、幼稚園、保育所を廃止移行する場合は特例あり。</li> <li>・3階建の3階部分は原則3歳未満児用の保育室とする必要があるが、要件を満たした場合は特例あり。</li> <li>・園庭は同一敷地、隣接地に設置が原則であるが、幼稚園、保育所を廃止移行する場合は2歳児部分の面積についてののみ特例あり。</li> <li>・屋上については、要件を満たした場合、園庭面積に算入できる特例あり。</li> <li>・園の運営に支障のない範囲で学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</li> </ul>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>(基準府省令附則第2条～第4条) 府政共生第1104号通知 3</p>		
学級数	面積(平方メートル)									
2学級以下	330+30×(学級数-1)									
3学級以上	400+80×(学級数-3)									
	<p>2 園児数に応じた必要面積が確保されているか。</p> <p>規模及び構造の変更により、最低基準面積を下回ってはならない。</p> <p>※ 早朝・居残り時、午睡中すべてにおいて満たすこと。</p> <p>①乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>②ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>③保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p> <p>※ ロッカーや棚等の固定(常設)物を除いた有効(教育・保育に使用できる)面積が基準を満たすこと。(経過措置)</p> <p>設備運営基準施行日前から幼稚園を設置する者が、同一場所に幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、③は適用しない。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <p>0・1歳児と2歳以上児は活動内容や生活リズムが異なることから、乳児室・ほふく室は2歳以上児の保育室とは別の部屋とすること。また、乳児室とほふく室についても、特に0歳児の安全のため別の部屋とすることが望ましいが、やむを得ず兼用する場合は、柵等により明確に区画して安全性を確保すること。</p>	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第7条、附則第4条)</p>	<p>(1)園児数に応じた必要面積が確保されていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>						

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 エレベーターの定期検査を行っているか。 【留意点】 エレベーターの点検を行い、記録しておくこと。 建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 エレベーター及び昇降機 毎年実施	建築基準法第12条第3項 建築基準法施行細則第7条	(1)定期検査を行っていないので実施すること。(対象施設)	B-1-(2)
	4 園具及び教具が備えられているか。 学級数及び園児数に応じ、教育上、保育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 園具及び教具を常に改善し、補充しなければならない。	設備運営基準第3条 (基準府省令第8条)	(1)教育及び保育に必要な用具等が備えられていない又は不十分であるので改善すること。	B-2
	5 施設・設備等に危険な箇所がないか。 (1)施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等の安全性や機能に問題がないか。 (2)重大事故につながる可能性のある玩具等がないか。 【留意点】 磁石製娯楽用品(マグネットセット)及び吸水性合成樹脂製玩具(水で膨らむボール)は、乳幼児が誤飲した場合に重大な事故につながる可能性があることから、消費生活用製品安全法の特定製品として販売が規制されており、これらの玩具を乳幼児に触らせないようにする必要がある。	教育・保育要領第3章第4-2(1)  学校保健安全法第6条 「子供の安全のため玩具への新たな規制について」(R5.6.21 文部科学省事務連絡)	(1)施設・設備等に危険な箇所があるので改善すること。 (2)危険性の高い玩具等があるので乳幼児に使用させないこと。	B-1-(1) B-1-(2)
<b>2 衛生管理</b>				
	1 水道施設について、適正な管理が行われているか。 小規模受水槽水道、飲用井戸等、条例水道、簡易専用水道、専用水道のそれぞれの基準に適合した管理がされているか。 (水道直結方式で受水槽が無い施設は非該当)	学校保健安全法第6条 水道法第19条、第20条、第22条、第34条の2 愛媛県水道条例第8条、第9条、同施行規則第8条、第9条	(1)水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施すること。(対象施設)	B-2
	2 水道施設について、必要な検査が行われているか。	愛媛県飲用井戸等衛生対策要領(R6.3.27 5環第1067号 愛媛県民環境部長)	(1)水道法等に定める定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)	B-2
	3 浄化槽を使用している場合、適正に保守点検、清掃及び水質検査が行われているか。 (浄化槽が無い施設は非該当)	学校保健安全法第6条 浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	(1)浄化槽の定期的な点検及び清掃を実施すること。(対象施設) (2)浄化槽の定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)	B-2 B-2
	4 プールの水質管理を行っているか。 【留意点】 (1)遊離残留塩素濃度は0.4~1.0mg/l以内であるか。測定回数は午前中1回以上、午後2回以上行っているか。 (2)水温は22℃以上あるか。 (3)プール管理日誌を作成し、3年間保存すること。	法施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第1条  「遊泳用プールの衛生基準について」 (H19.5.28 健発第0528003号)	(1)プールの塩素濃度の測定を行っていないので測定すること。 (2)プールの塩素濃度が基準に適していない日があるので適正に管理すること。	B-1-(1) B-2
	5 調理施設等について、ねずみ、こん虫等の発生状況の点検及び駆除が適正に行われているか。	社援法第65号通知	(1)調理施設内の清掃、ねずみ等の発生防止のため必要な措置が行われていないので適切に行うこと。	B-2

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>Ⅲ 運営</b>				
<b>1 定員</b>				
1 利用定員(法施行規則第15条または第18条の規定による認可申請又は届出に係る利用定員)は遵守されているか。 (1)利用定員は20人以上。 (2)教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行うこと。 (3)利用定員を超えて教育・保育の提供を行う場合は、地域において年度途中における保育機能部分の受入体制を整えること。 【留意点】 幼保連携型認定こども園には、認定こども園法に基づく利用定員(施設の設備や職員配置の状況等を踏まえた受入れ可能園児数を示すもの)と子ども・子育て支援法に基づく利用定員(給付費算定の基礎となるもの)があり、利用定員の設定において後者の園児数が前者の園児数を上回ることや、前者の園児数を受け入れられなくなる設備、職員配置の変更は認められない。	法施行規則第15条、第18条	(1)利用定員が遵守されていないので是正すること。  (2)定員超過により、職員、設備面積等が基準を下回っている所以对策を講ずること。	A-1-(1)  A-1-(1)	
2 施設の設置認可(届出)事項について、変更が生じた時は、変更届が提出されているか。 ※主な変更届出事項 ①目的、②名称、③所在地、④園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、 ⑤幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)、⑥経費の見積り及び維持方法 【留意点】 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであることから、適切に整備、保管しておくこと。	法第16条、第17条  法施行規則第18条	(1)施設の設置認可(届出)事項の変更手続きが適切に行われていないので是正すること。 (2)認可(届出)関係書類が適切に整備・保管されていないので改善すること。	B-1-(1)  B-1-(2)	
<b>2 園則</b>				
1 園則を適切に整備・運用しているか。 (1)園則の内容が適切であるか。 (2)園則の変更をあらかじめ県に届け出ているか。 (3)職員及び保護者への周知を十分に行っているか。 【留意点】 園則には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 ①学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ②教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項、③保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ④利用定員及び職員組織に関する事項、⑤入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥保育料その他の費用徴収に関する事項、⑦その他施設の管理についての重要事項	法施行規則第15条、第16条	(1)園則を整備していないので整備すること。 (2)園則の内容が不適切であるので是正すること。 (3)園則の変更を届け出していないので届出を行うこと。 (4)園則の内容の周知が不十分であるので改善すること。	A-1-(1)  B-1-(1)  B-1-(2)  B-2	

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分										
3 職員	<p>1 各職員の職務分掌は明確になっているか。実態と差異はないか。  <b>【留意点】</b>            職員の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p> <p>2 諸会議を適切に開催しているか。            (1)職員会議、職種別会議、幹部会議等を定期的かつ必要な回数開催しているか。            (2)対象職員全員の参加を前提とし、意見が運営に反映されているか。            (3)欠席者に対して会議の内容を周知しているか。            (4)会議録を適正に作成しているか。(日時、会場、出席者、議題、議事内容等)  <b>【留意点】</b>            社会福祉施設は対人的サービスの提供を行うものである。画一的なサービス提供になじまない面があり、個々の職員が利用者と接するそれぞれの場面に応じて、適切な判断に基づく処遇が必要となる。このためには職員の一人ひとりが援助・支援について十分に理解し納得することが必要であり、諸会議を職員の援助・支援等に対する理解と納得を得る一つの場とすることが求められる。</p> <p>3 職員配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。  <b>【職員配置】</b>            (1)幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。            (2)幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に限る。次項及び第4項において同じ。)の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="474 975 1153 1106"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25(30)人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15(20)人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ かつこ内は園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときの基準(経過措置)            ただし、満3歳以上満4歳未満児の基準の経過措置については、令和10年3月31日まで</p> <p><b>【留意点】</b>            ・園児の安全及び教育・保育の質を確保し、適正な施設運営を行うため、職員配置基準を遵守すること。            ・早朝・居残り時、午睡中すべてにおいて基準を満たすこと。(早朝・居残り時の経過措置あり)            ※開園時間中にすべての園児が帰宅する等により園児のいない時間帯が生じた場合にあっては、教育及び保育に直接従事する職員の配置を求めないこととする。なお、この場合においても、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。</p>	園児の区分	員数	満4歳以上の園児	おおむね25(30)人につき1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15(20)人につき1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<p>教育・保育要領第1章第2-1(4)</p> <p>法施行規則第26条</p> <p>設備運営基準第3条(基準府省令第5条、附則)</p> <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について」(R8.3.16 こ成保第220号)</p>	<p>(1)職務分掌が不明確なので改善すること。</p> <p>(1)会議の回数・参加者等が適切でないので改善すること。             (2)会議の結果を欠席者へ周知していないので改善すること。             (3)会議録が作成されていないので作成すること。</p> <p>(1)必要な職員数が確保されていないので改善すること。(各学級、早朝・居残り時、午睡中)</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p> <p>A-1-(1)</p>
園児の区分	員数													
満4歳以上の園児	おおむね25(30)人につき1人													
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15(20)人につき1人													
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人													
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人													

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><b>【職員配置特例(経過措置)】</b></p> <p>①朝夕等園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例 園においては園児の教育及び保育に直接従事する職員を2名以上配置することを条例で定めているが、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該幼保連携型認定こども園において保育する園児が少数である時間帯に限って、職員のうち1名を知事が定める保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることを可能とする。 ※知事が認める者：看護師または准看護師の免許を有する者、家庭的保育者、子育て支援員のうち地域型保育コースを修了した者</p> <p>②小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育教諭等に代えて置くことができる。</p> <p>③教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。</p> <p>④②及び③の特例を適用する場合における職員配置 ②及び③の特例が適用された職員及び看護師等を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までである。</p> <p>・当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を保育教諭又は講師とみなすことができる。ただし、在籍乳児数が3人以下の幼保連携型認定こども園で看護師等が保育を行う場合は、①保育教諭等と合同で保育を行うこと ②保育に係る一定の知識や経験を有することが要件とされている。(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない。)</p> <p><b>【留意点】</b></p> <p>①保育教諭等と合同で保育を行うことについて 保育教諭等と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならない。</p> <p>②保育に係る一定の知識や経験を有することについて 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、子育て支援員研修のうち地域型保育コースの修了を必須とする。</p> <p><b>【特定理学療法士等特例】</b></p> <p>(2)の職員の数の算定に当たっては、1人に限って、以下の全ての要件を満たす者(以下、「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。</p> <p>①当該幼保連携型認定こども園に勤務する「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「心理担当職員(※)」「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの」のいずれかに該当する者であること</p> <p>②子育てに関する知識及び経験を有する者であること</p> <p>(※)学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。</p> <p><b>【特定理学療法士等の範囲】</b></p> <p>①「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」については、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。</p> <p>②「子育てに関する知識及び経験を有することについては、質の高い保育を提供する観点から、特定理学療法士等の保育所等における勤続年数が3年以上である場合をいう。なお、この場合に該当しない場合であっても、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した場合には、「子育てに関する知識及び経験を有する」として差し支えない。</p>	<p>「認定こども園における職員配置に係る特例について(通知)」(H28.4.1府子本第246号他)</p> <p>設備運営基準第3条(基準府省令附則第8条)</p> <p>「『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準』等の一部改正について」(R5.2.9府子本第90号他)</p> <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について」(R8.3.16こ成保第220号他)</p> <p>「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」(R8.4.8こ成保第329号他)</p>		

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><b>【留意点】</b></p> <p>①当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、(2)に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。</p> <p>②特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保するため、当該特定理学療法士等と保育教諭等が合同の組・グループを編成し、原則として同一の教室等において保育を行わなければならないこと。</p> <p>③特定理学療法士等と合同の組・グループを担当する保育教諭等は、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行うことが求められるため、当該特定理学療法士等が勤務する幼保連携型認定こども園における勤続年数が概ね3年以上であり、かつ、常勤の者であることが望ましい。また、当該保育教諭等が休暇を取得する際等に代替で特定理学療法士等の支援を行う保育教諭等についても同様の者とするのが望ましい。</p> <p>④幼保連携型認定こども園の長は、特定理学療法士等が保育を行うに当たって、当該幼保連携型認定こども園の職員が相互に連携を図りながら協力する体制を確保するとともに、当該特定理学療法士等の保育に関する資質を向上させるため、各種の研修に参加する機会を確保するように努めること。併せて、特定理学療法士等以外の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないよう、業務効率化、業務改善等の必要な管理を行うとともに、適切な業務分担が行われるよう配慮すること。</p> <p><b>【看護師等を保育教諭等とみなす特例との関係】</b></p> <p>○看護師等を保育教諭等とみなす特例と、特定理学療法士等を保育教諭等とみなす特例の両方を活用し、幼保連携型認定こども園において、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもを保育教諭等とみなして、保育を行わせることは可能であること。</p> <p>○この場合において、看護師等及び特定理学療法士等のそれぞれが当該幼保連携型認定こども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保すること。また、看護師等の支援を行う保育教諭等と、特定理学療法士等の支援を行う保育教諭等は異なる者とする必要があること。</p> <p>(3)前項本文の規定により算定した数(満3歳以上の園児に係るものに限る。)が当該幼保連携型認定こども園の学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。</p> <p>(4)園長が専任でない場合は、原則として第2項本文の規定により算定した数に1を加えた数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。</p> <p>(5)幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(6)幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副園長又は教頭</li> <li>・主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</li> <li>・事務職員</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <p>副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての基準府省令第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して12年間(令和8年度末まで)は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>(7)学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置しているか。</p> <p>(8)医療的ケア児が在籍している場合、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は喀痰吸引等を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>法附則第5条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行について(通知)(R6.9.27 こ成基181号他)</p> <p>設備運営基準第3条 (基準府省令附則第3条)</p> <p>学校保健安全法施行規則第22条～第24条</p> <p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第9条第2項</p>	<p>(2)在籍する医療的ケア児に対する適切な支援のために必要な措置が講じられていないため改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>4 園児の保育に直接従事する職員の不適切な兼務が行われていないか。</p> <p>【留意点】 直接保育に従事する職員は、その行う保育に支障がない場合に限り、他の学校、社会福祉施設等の職員を兼ねることができる。兼務に当たっては、幼保連携型認定こども園部分及び他の社会福祉施設等部分のそれぞれにおいて、各施設等の運営に必要な職員が配置されている必要がある。</p>	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第13条第2項) 『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準』等の一部改正について』(R5.2.9 府子本第90号他)</p>	<p>(1)不適切に兼務する職員がいるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>4 資格要件</p>				
	<p>1 資格を要する職種については、資格を有する職員が勤務しているか。</p> <p>【資格要件】 (1)主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録(第4項及び第39条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。 (2)主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 (3)主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 (4)助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。)を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。 (5)養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。</p> <p>【留意点】 ・保育教諭等について、施行後15年間(令和11年度末まで)は幼稚園免許又は保育士資格片方でもなることができる。(ただし、保有していない資格の取得に努めること。) ※主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例措置の延長の期間は12年間(令和8年度末まで) ・併有ができていない保育教諭等が特例措置の期間内にもう一方の免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組を実施すること。</p>	<p>設備運営基準第3条 (基準府省令第5条) 法第15条</p> <p>法附則第5条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行について(通知)(R6.9.27 成基181号他)</p>	<p>(1)資格を要する職種に有資格者が勤務していないので是正すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
	<p>2 保育教諭をを任命し、又は雇用しようとするときは、特定免許失効者等の情報に係るデータベース及び特定登録取消者の情報に係るデータベースを活用しているか。</p> <p>【留意点】 ①採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。 ②官報に公告された過去40年間分の免許失効・取上げ情報を文部科学省で収集し、使用を希望する任命権者等に配付している「官報情報検索ツール」をデータベースと並行して活用することも重要である。 ③前年度から引き続き4月以降も特定免許失効者管理システムを利用する場合、4月中にアカウントの有効期限延長(ログインするのみ)が必要であること。 ④特定免許失効者管理システムについて、人事異動等で利用者が変更になったことで、任命権者等として活用していないという状況が発生しないようにすること。</p>	<p>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条 児童福祉法第18条の20の4 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について(7初教職第6号 令和7年12月22日)</p>	<p>(1)特定免許失効者管理システム・保育士特定登録取消者管理システムの利用に係る手続きが行われていないので、速やかに行うこと。 (2)保育教諭として任命・雇用しようとする者について、特定免許失効者等・特定登録取消者に該当するか否かの確認を行っていないので確認すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>5 管理者の職務</b>				
1	施設長に関する県への届出手続きに遺漏はないか。	法施行規則第26条 学校教育法施行規則第27条 学校教育法第10条	(1)園長を定めた際に届出を行っていないので届出を行うこと。	B-2
2	職員の資質の向上及び必要な環境の確保に努めているか。 【留意点】 ①勤務形態の如何を問わず職員及び施設の課題を踏まえた施設内外の研修を体系的な計画に沿って実施し、職員の自己研鑽に対する援助及び助言に努めているか。 ②園児の人権擁護のための研修等の取組みを実施しているか。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第7条の2)	(1)職員の資質の向上及び環境の確保への取組みが不十分であるので改善すること。	B-1-(1)
<b>6 児童対象性暴力等の防止等のための措置</b>				
1	犯罪事実確認義務 設置者等(施設運営者)は、児童等対象業務従事者に業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による「特定性犯罪事実該当者」であるか否かの確認(犯罪事実確認)を行わなければならない。 法の施行時現職者については、施行日から起算して3年以内(R11.12.24まで)に犯罪事実確認を行わなければならない。	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年6月26日 法律第69号) ※法施行日 令和8年12月25日	(1) 児童対象性暴力等対処規程等の策定を進めること。 (2) 管理責任者の設置を進めること。 (3) 情報管理規程の策定を進めること。	B-2
2	安全確保措置(早期把握、相談、調査並びに保護及び支援) ・児童等の日常的な観察や、発達段階及び特性等に応じた定期的な面談又は質問票の使用など、児童対象性暴力等を早期の把握するための措置を実施しているか。 ・早期に把握するための措置を通じて、児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するための措置の具体的内容及び手順を策定し、これらを周知しているか。 ・児童が容易に相談を行うことができるようにするため、相談員の選任と相談窓口の設置及びこれらの周知、外部相談窓口の周知を行っているか。 ・児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められるときは、その事実の有無及び内容について適切に調査が行われているか。また、児童対象性暴力等を受けたと認められる児童の保護及び支援を適切に実施しているか。			B-2 B-2
3	研修の実施 設置者等(施設運営者)は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を従業者に受講させなければならない。 【留意点】 研修は次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせで行うものとする。 ・従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項(児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。) ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲 ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置 ・相談、報告等を踏まえた対応 ・被害児童等の保護及び支援 ・犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応 ・防止措置に係る基礎的事項 ・厳格な情報管理の必要性			
4	帳簿及び定期報告 ・毎年度、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿(犯罪事実確認書管理簿)を作成し、これを保存しなければならない。(保存期間:作成日から5年を経過する年度の年度末) ・犯罪事実確認の実施状況及び記録の管理状況について、前年度の5/1から報告年度の4/30(基準日)の間に対象とされた者に係るものを、5/31までに内閣総理大臣(こども家庭庁長官に委任)に報告しなければならない。			

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】(経過措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿(犯罪事実確認書管理簿)の作成に係る規定は、府令の施行の日(R8.12.25)から令和10年3月31日までの間適用されない。</li> <li>・報告に係る規定の読み替え 法施行後、初回の報告は、令和10年5月31日までにしなければならない。報告の対象となる書類は、法施行の日から令和10年4月30日の間に対象とされた者に係る書類となる。</li> </ul>			
	<p>5 情報管理及び帳簿の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者を設置しているか。</li> <li>・犯罪事実確認記録等の管理に関する措置に係る規程(情報管理規程)を定め遵守しているか。</li> <li>・犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し適正な取り扱いの周知と必要な研修を行っているか。</li> <li>・漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。また、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、直ちに報告(速報)及び30日又は60日以内に所定の報告(確報)を行っているか。</li> <li>・情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組んでいるか。</li> </ul>			
<b>IV 職員の処遇</b>				
<b>1 就業規則等の整備</b>				
	1 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	労働基準法第89条、第90条	(1)就業規則の作成・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)
	2 就業規則の作成・変更は適正な手続により行われているか。		(2)適正な手続を行うこと。	B-1-(1)
	3 就業規則の内容が関係法令又は労働協約に反していないか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。	労働基準法第92条	(3)規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)
	4 就業規則等の内容について職員に周知しているか。	労働基準法第106条	(4)就業規則等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)
	5 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	男女雇用機会均等法第6条～第9条	(5)性別による差別的取扱いをしないこと。	B-1-(1)
	6 婚姻、妊娠、出産等を理由として不利益な取扱いをしていないか。	男女雇用機会均等法第6条	(6)婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いをしないこと。	B-1-(1)
	7 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	男女雇用機会均等法第12条、第13条	(7)妊娠中及び出産後の健康管理に関する適正な措置を講ずること。	B-1-(1)
<b>2 ハラスメントの防止</b>				
	1 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じているか。また、パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。 (1)施設の方針等を明確化し、職員に周知・啓発しているか。 (2)相談窓口を設置する等、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。 (3)事実関係を確認し、事後の迅速かつ適切な対応に努め、再発防止に向けた措置を講じているか。 (4)相談者・行為者等のプライバシーを保護する措置を講ずるとともに、相談したこと等を理由に不利益な取扱いをされない旨を職員に周知・啓発しているか。	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条 育児・介護休業法第25条	(1)パワハラ・セクハラ等の防止のための措置を講ずること。  (2)パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っているので改善すること。	B-1-(1)  B-1-(1)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>3 労働条件の明示</b>				
1	職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条	(1)職員の採用時に労働条件を明示すること。	B-1-(1)
2	非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。		(2)非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示すること。	B-1-(1)
3	職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	労働契約法第18条	(3)無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので改善すること。	B-1-(1)
<b>4 職員関係、帳簿の整備</b>				
1	職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。	労働基準法第107条～第109条	(1)職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成(整備)すること。	B-1-(1)
2	給与(賃金)台帳を整備しているか。		(2)給与(賃金)台帳を整備すること。	B-1-(1)
<b>5 給与規程の作成</b>				
1	給与規程を作成して、労働基準監督署に届出をしているか。	労働基準法第89条第2号	(1)給与規程を整備すること。	A-1-(1)
2	給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。		(2)労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
3	給与規程等に従って運用されているか。		(3)給与及び諸手当の支給基準を明確にすること。	B-1-(1)
			(4)給与規程等に従って運用すること。	B-1-(1)
<b>6 賃金の一部の控除協定</b>				
1	労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結しているか。	労働基準法第24条	(1)労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結すること。	B-1-(1)
2	協定に従って運用されているか。		(2)協定に従って運用すること。	B-1-(1)
<b>7 労働時間及び雇用管理等</b>				
1	労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させていないか。	労働基準法第32条	(1)休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させないこと。	B-1-(1)
2	時間外及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労働基準法第36条	(2)時間外・休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
3	変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 【留意点】		(3)変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
①	1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則等で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	労働基準法第32条の2		
②	1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定及び就業規則で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	労働基準法第32条の4		
4	協定等に従って運用されているか。		(4)協定等に従って運用すること。	B-1-(1)

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>5 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。 【留意点】 ①不合理な待遇差の禁止 職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止 ②差別的取扱いの禁止 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止</p> <p>6 短時間・有期雇用労働者の雇入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。 【留意点】 説明事項：①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換</p> <p>7 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。</p>	<p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条</p> <p>最低賃金法第4条第1項</p> <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第14条</p>	<p>(5)基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者（正職員）との間に不合理な待遇差が認められるので改善すること。</p> <p>(6)全ての雇用者に最低賃金を保障すること。</p> <p>(7)短時間・有期雇用労働者を雇い入れる時には、必要な事項を説明すること。</p> <p>(8)通常の労働者（正職員）との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
8	休憩、休日			
	<p>1 労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。</p> <p>2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。</p>	<p>労働基準法第34条、第35条</p> <p>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条</p>	<p>(1)法に基づいた休憩、休日を適正に与えること。</p> <p>(2)前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
9	時間外労働及び休日労働協定			
	<p>1 時間外労働及び休日労働に関する協定（いわゆる三六協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 協定に従って運用されているか。</p> <p>3 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しているか。 【留意点】 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ①使用者又は労働時間の管理者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。 ②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。 やむを得ず自己申告により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合は、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施することなど、労働時間の適正な把握のための措置を講ずる必要がある。</p> <p>4 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。</p>	<p>労働基準法第36条</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(H29.1.20 厚生労働省)</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(2)協定に従って運用すること。</p> <p>(3)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。</p> <p>(4)労働時間に関する記録が整備されていないので整備すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
10	時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給			
	<p>1 労働基準法第37条に基づき、時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金が支給されているか。</p>	<p>労働基準法第37条</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金を支給すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>11 有給休暇</b>				
	1 労働基準法第39条に基づき、適正な有給休暇制度が導入されているか。	労働基準法第39条、第89条	(1) 適正な有給休暇制度を導入すること。	B-1-(1)
	2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について規定しているか。		(2) 就業規則に時季指定の規定がないので規定すること。	B-1-(1)
	3 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である職員に対して、その日数のうち年5日について確実に取得させているか。		(3) 対象職員について、年5日確実に取得させること。	B-1-(1)
<b>12 育児・介護休業規程</b>				
	1 育児・介護休業等に関する規程等を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則等への規定も可)	労働基準法第89条 育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条	(1) 育児・介護休業等に関する規程等の整備・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)
	2 規程等の内容が関係法令に沿ったものとなっているか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。		(2) 規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)
	3 規程等に基づいた適切な運用がなされているか。		(3) 規定等に基づき運用すること。	B-1-(1)
	4 規程等の内容について職員に周知しているか。		(4) 規程等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)
<b>13 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請</b>				
	1 労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。	労働基準法第41条	(1) 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けること。	B-1-(1)
	2 許可の内容に従って運用されているか。		(2) 許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1)
<b>14 社会保険への加入</b>				
	1 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)に加入しているか。	健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条 労働者災害補償保険法第3条	(1) 社会保険に加入すること。	A-1-(1)
<b>15 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備</b>				
	1 健康診断(雇入れ時、定期)が適正に行われているか。 (1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者は必須、2分の1以上であるパートタイマーの者には健康診断を受診させるのが望ましいとされている。) ※ 休職(休業)中のため定期健康診断を実施しなかった者については、復職(休業等終了)後、速やかに定期健康診断を実施しなければならない。	労働安全衛生法第66条 学校保健安全法第15条 学校保健安全法施行規則第12条 労働安全衛生規則第43条～第47条、第51条 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(H31.1.31 基発0130第1号他)	(1) 健康診断(雇入れ時、定期)を適正に行うこと。	B-1-(1)
	2 健康診断記録が整備されているか。		(2) 健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので改善すること。	B-1-(2)
	3 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制が適正に整備されているか。		(3) 健康診断記録を適正に整備すること。 (4) 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制を適正に整備すること。	B-1-(1) B-1-(1)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>16 職員研修及び職員の定着化</b>				
1 職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	設備運営基準第3条 (基準省令第13条) (基準省令第7条の2) 社会福祉法第90条第1項	(1)職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保すること。 (2)職員の確保及び定着化に積極的に取り組むこと。 (3)業務体制の確立と業務省力化の推進に努めること。 (4)職場環境改善対策の推進に努めること。	B-1-(1)	
2 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。			B-1-(1)	
3 業務体制の確立と業務省力化の推進のための取組みを行っているか。			B-2	
4 職場環境改善のための対策を推進しているか。 【留意点】 職務分掌と指揮命令系統を明確化し、組織運営の健全化を図るとともに、施設長等を中心に風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。			B-2	
<b>17 解雇</b>				
1 解雇の手続きは適正に行われているか。	労働基準法第20条 法第27条の4第5項	(1)解雇の手続きを適正に行うこと。 (2)解雇その他不利益な取扱いをしているので是正すること。	A-1-(1)	
2 職員等が、入園児虐待に係る通告(一般通告)をしたことを理由として、当該職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないか。			A-1-(1)	
<b>V 非常災害対策</b>				
<b>1 防火安全対策(火災):(1)防火管理者体制</b>				
1 防火管理者を選任し、届け出ているか。	消防法第8条 消防法施行令第3条 消防法施行規則第3条の2 消防法8条の3	(1)防火管理者を選任し届け出していないので届け出ること。 (2)管理的あるいは監督的地位にある者を選任していないので改善すること。 (3)カーテン、じゅうたん等は防火性能を有する製品にすること。	B-1-(1)	
2 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。			B-1-(1)	
3 カーテン、じゅうたん等は防火性能を有しているか。			B-1-(1)	
<b>(2)消防計画(施設防災計画)</b>				
1 消防計画(施設防災計画)を作成し、所轄消防署に届け出ているか。 変更の届出をしているか。	消防法第8条 消防法施行規則第3条	(1)消防計画(施設防災計画)を作成していないので作成すること。 (2)消防計画を所轄消防署に届け出していないので改善すること。	B-1-(1)	
2 消防計画(施設防災計画)を施設の見やすい場所に掲示しているか。			B-1-(1)	
【留意点】 (1)消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成する。所轄の消防署に届け出る必要がある。 (2)少人数(消防法で規定されている)の場合には届出の必要性はないが、事業所ごとの防災計画は必要である。	設備運営基準第3条 (基準省令第13条) (基準省令第6条) 設備運営基準第4条 (最低基準第4条)	(3)消防計画(施設防災計画)の内容に不備があるので改善すること。 (4)消防計画(施設防災計画)を掲示していないので掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)	
<b>(3)消防署立入検査</b>				
1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	消防法第4条	(1)消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので改善すること。 (2)消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)	

幼保連携型認定こども園

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>(4) 訓練の実施</b>			
<p>1 非常災害に対する訓練を法令・通知等で定められている回数以上実施しているか。 【留意点】 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月1回以上実施しなければならない。 なお、避難訓練には地震、津波、風水害等を想定したものを含み、不審者を想定したものを除く。 また、保護者との連携に資する引渡し訓練等の実施も望ましい。</p>	<p>消防法施行令第3条の2第2項 設備運営基準第3条（基準府省令第13条）（基準省令第6条） 設備運営基準第4条（最低基準第4条）</p>	<p>(1) 避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。 (2) 実施方法が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2)</p>
<p>2 訓練結果の記録の整備をしているか。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</p>	<p>消防法施行規則第4条の2の4</p>	<p>(1) 訓練記録を整備すること。 (2) 訓練記録が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1) B-2</p>
<b>(5) 保安設備</b>			
<p>1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 (1) 防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務付けられている。 (2) 消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務付けられている。</p>	<p>消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項 消防法施行規則第31条の6</p>	<p>(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>2 消防用設備等の自主点検をしているか。 ※消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。（保守契約必要）</p>	<p>消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6</p>	<p>(1) 消防用設備等の自主点検をしていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>3 点検後の不良箇所は改善しているか。</p>	<p>消防法第17条第1項</p>	<p>(1) 点検後の不良箇所を改善していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>4 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置しているか。</p>	<p>設備運営基準第3条（基準府省令第13条）（基準省令第6条） 設備運営基準第4条（最低基準第4条）</p>	<p>(1) 非常災害に必要な設備を設置していないので設置すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 消防法施行令による設置 ①非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備） 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員50人以上の場合に設置 ②非常警報器具（警鐘、手動式サイレン、その他） 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員20人以上50人未満の場合に設置</p>	<p>設備運営基準第3条（基準府省令第13条）（基準省令第32条） 消防法施行令第24条</p>	<p>(1) 非常警報器具又は非常警報設備が未設置であるので設置すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>6 消防機関へ通報する設備を設置しているか。 自動火災報知機等を設置しているか。 消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備…延面積が300㎡以上の防火対象物 ②消防機関へ通報する火災報知設備…延面積が500㎡以上の防火対象物 ③漏電火災警報器…延面積が300㎡以上又は契約電流容量50Aを超える防火対象物で特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの</p>	<p>設備運営基準第3条（基準府省令第13条）（基準省令第32条） 消防法施行令第21条、第22条、第23条</p>	<p>(1) 消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>2 地震、津波災害対策： (1) 施設防災計画等</b>				
1	地震が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第6条) 設備運営基準第4条 (最低基準第4条)	(1)施設防災計画を策定すること。	B-1-(1)
2	施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。		(2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(2)
3	避難、救出等の必要な訓練を行っているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(2)
4	訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
5	津波災害警戒区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある避難促進施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	津波防災地域づくり法 第71条	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
6	避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
<b>(2)耐震対策</b>				
1	耐震診断が義務付けられている建築物に該当する場合、耐震診断が実施されているか。 昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの ・耐震診断義務付け対象建築物 階数2以上かつ1,500㎡以上 ・指示対象となる特定既存耐震不適合建築物 階数2以上かつ750㎡以上 ・特定既存耐震不適合建築物 階数2以上かつ500㎡以上 【留意点】 現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物に対し、耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられていること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条 第1号、第15条第2項、 附則第3条  建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条、第8条、附則第2条	(1)耐震診断を実施していないので実施すること。	B-1-(1)
2	耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		(1)耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行っていないので行うこと。	B-1-(1)
3	地震時の総合的な安全対策が行われているか。 【留意点】 ・窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止 ・ブロック塀の倒壊防止 等	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第5条)	(1)総合的な安全対策を行うこと。	B-1-(1)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>3 風水害、土砂災害対策：(1)施設防災計画</b>				
1	風水害、土砂災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第6条) 設備運営基準第4条 (最低基準第4条)	(1)施設防災計画を策定すること。  (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1)  B-1-(2)
2	施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。	「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(H29.6 厚生労働省、国土交通省)	(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1)  B-1-(1)
3	避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第6条)	(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
4	訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。	設備運営基準第4条 (最低基準第4条)	(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
<b>(2)危険区域の指定等</b>				
1	指定区域に所在しているか否かを点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域	社施第102号通知	(1)指定区域に所在しているか否かを点検・確認すること。	B-1-(1)
2	土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2  水防法第15条の3	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
3	避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1)  B-2
<b>4 原子力災害対策</b>				
1	原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 PAZ(原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域：伊方町) UPZ(原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域：伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)	「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(R7.1修正版)(第2編第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動)	(1)重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
2	原子力災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。	「社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成ガイドライン」	(1)施設防災計画を策定すること。  (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1)  B-1-(2)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 組織体制が整備されているか。 重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力的体制づくりに努めているか。 ※重点市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)(以下同じ。)	計画作成ガイドライン (H25.4 愛媛県保健福祉部)  設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第6条) 設備運営基準第4条 (最低基準第4条)	(1)組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。		(1)緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		(1)防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	6 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		(1)利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めること。	B-1-(1)
<b>5 備蓄品の確保</b>				
	1 災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めているか。	設備運営基準第4条 (最低基準第4条)	(1)災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めること。	B-1-(1)
	2 備蓄品の適正管理に努めているか。		(1)備蓄品リスト等を作成し、適切に管理すること。	B-2
<b>6 福祉避難所の指定等</b>				
	1 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。	愛媛県地域防災計画 災害対策基本法第49条の7	(1)制度の認識に努めること。	B-1-(1)
<b>7 業務継続計画(BCP)の策定</b>				
	1 業務継続計画(BCP)を策定しているか。また、定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。 <b>【留意点】</b> 非常災害時におけるBCPだけでなく、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておく必要がある。 <b>【参考】</b> 「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(R4.12 厚生労働省事務連絡)において、業務継続計画の策定等の参考資料として、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や業務継続計画のひな形などが示されているので、必要に応じて参照すること。  2 業務継続計画の内容を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第9条の3) 愛媛県防災対策基本条例第19条	(1)業務継続計画(BCP)を策定すること。	B-1-(1)
			(2)作成後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。	B-1-(2)
			(3)業務継続計画の内容を職員に周知していないので周知すること。	B-1-(2)
			(4)業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練を実施していないので実施するよう努めること。	B-1-(2)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>VI 防犯対策</b>				
<b>1 防犯体制</b>				
1	来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認すること。	B-1-(2)
2	防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		(2)防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
3	門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		(3)門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
4	施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者や家族に対して注意喚起を行っているか。		(4)危険箇所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
5	施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		(5)施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)
<b>2 防犯対策の点検状況</b>				
1	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(平成28年10月)に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)チェックリストを作成すること。	B-1-(2)
2	チェックリストにより定期的な防犯点検を行い、必要な措置を講じているか。		(2)チェックリストによる定期的な防犯点検を実施すること。	B-1-(2)
<b>VII 食事</b>				
<b>1 食育の計画の状況</b>				
1	食育の計画を作成しているか。	保育指針第3章1(2)  設備運営基準第3条(基準府省令第13条)(基準省令第11条)  「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(R2.3.31 子母発0331第1号) 教育・保育要領第3章第2	(1)食育の計画を作成していないので作成すること。	B-1-(2)
2	園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めているか。		(2)食育の実践に努めるとともに、食育実践記録を作成すること。	B-2
3	食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。		(3)食事摂取基準を活用した食事計画を策定すること。	B-1-(2)
4	こどもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(給与栄養量)の目標を設定しているか。		(4)給与栄養量の目標を設定すること。	B-1-(2)
5	こどもの栄養状態や摂取量、残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、食事計画の改善を図っているか。  【留意点】 こどもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(食事計画)を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供を行う必要がある。		(5)必要に応じて食事計画の改善を図ること。	B-1-(2)
6	給与栄養目標量は必要に応じて改正しているか。 (通常は4月・10月に算定)	給食の手引きⅢ-8	(1)必要に応じて給与栄養目標量を改正すること。	B-1-(2)
7	栄養出納表を作成しているか。	給食の手引きⅤ-2	(1)栄養出納表を作成すること。	B-1-(2)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>2 献立業務の状況</b>				
1 予定献立表を作成しているか。 ※調理は予め作成された献立に従って行わなければならない。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第11条) 給食の手引きⅢ-9	(1) 献立表を作成すること。	B-1-(1)	
2 給与栄養量が確保できるように献立作成を行っているか。 (標準は目標量の±20%以内とする。)	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第11条)	(1) 給与栄養量が確保できていないので改善すること。	B-1-(2)	
3 献立の内容は季節感や地域性を考慮し変化に富み、品質がよく、幅広い種類の食品を取り入れているか。	設備運営基準第3条 (基準府省令第13条) (基準省令第11条)	(1) 献立内容が変化に乏しい、又は嗜好等に考慮がないので改善すること。	B-2	
4 食事関係経費の予算及び執行状況を把握しているか。	関税暫定措置法施行令第33条第5項(脱脂粉乳の台帳の規定)	(1) 予算及び執行状況を把握すること。	B-2	
5 実施献立(記録)の記載内容は適正か。	給食の手引きⅢ-14 給食の手引きⅤ-2	(1) 実施献立の記録が不適正であるので是正すること。	B-2	
6 予定変更時の訂正があるか。 ※予定献立表と実施した食事内容が、著しく異なる場合は、給与栄養量も連動して変更となる。	給食の手引きⅤ-2	(1) 予定変更時の訂正記録がないので記録すること。	B-2	
7 予定献立表、発注書、納品書に責任者の関与があるか。	給食の手引きⅤ-2 給食の手引きⅡ-4	(1) 責任者の関与がないので改善すること。	B-1-(2)	
<b>3 発注・購入</b>				
1 食品材料名・使用量を記載しているか。	給食の手引きⅢ-14 社援施第65号通知	(1) 発注書・納品書がない、又は不十分であるので整備すること。	B-1-(2)	
2 予定献立に沿って適切な量の食品を購入しているか。		(1) 予定献立に沿って食品を購入すること。	B-1-(2)	
3 生鮮食品は当日仕入れを原則としているか。		(1) 生鮮食品は当日仕入れを原則とすること。	B-1-(2)	
4 食品材料の検収を、調理従事者の立会いの下に行っているか。 ※原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立会い、検収場で品質、鮮度、異物の混入等につき、点検し、記録すること。(納入時間、数量、品温等)		(1) 食品材料の検収を適正に行うこと。  (2) 検収記録が不十分であるので改善すること。	B-1-(2)	
<b>4 検食</b>				
1 検食を実施し、具体的に記録しているか。(食事、おやつ) 【留意点】 ①検食は園長、副園長または主幹保育教諭など管理的立場にある者が実施すること。 ②提供する食事の形態が複数ある場合は、各形態について検食を行うこと。(離乳食、アレルギー除去食等)	給食の手引きⅣ-5	(1) 検食を実施していないので実施すること。 (2) 責任者以外の者が検食を実施しているので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)	
2 検食は園児が食事をする前に実施しているか。 【留意点】 検食は給食における事故の未然防止を目的としたものであることから、調理完了から配膳までの間に実施し、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなど適切な対応を行うこと。 また、栄養、衛生、経済、嗜好等の各観点から適当なものであるか、食器、温度、盛りつけ等が乳幼児の立場に立って配慮されているかなどを確認して結果を記録し、給食内容の改善にも活用すること。	「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」(H20.3.7 雇児総発第0307001号他)	(1) 食事時間前に検食を実施すること。	B-1-(2)	

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>5 衛生管理(調理員等)</b>				
1	全ての調理従事者(パート、実習生含む。)及び調乳担当者の検便を毎月1回、適切に実施しているか。 細菌性食中毒流行期(6月～9月)にあつては月2回以上実施しているか。 ※検便の検査内容については、腸管出血性大腸菌の検査も含めること。 また、10月～3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	社援施第65号通知 労働安全衛生規則第47条 給食の手引きIV-1-(1)	(1)調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。  (2)ノロウイルスの検査に努めること。	B-1-(1)  B-2
2	検便の実施記録(検査証)があるか。		(1)検査結果を適切に保管すること。	B-2
3	調理従事者の健康チェックを毎日個別に行っているか。(下痢、発熱、手指の傷、手荒れ等) (1)調理従事者は常に自分の健康チェックを行い、下痢発熱時には速やかに医師に診断を受けるとともに、調理作業には従事しない。 (2)手指、顔などに化膿している傷やできものあるときは、黄色ブドウ球菌により食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事してはならない。	給食の手引きIV-1-(2) 社援施第65号通知	(1)健康チェックを個別に毎日行うこと。  (2)健康チェックが不十分であるので改善すること。	B-1-(2)  B-2
4	清潔な外衣の着用と専用の履物があるか。(帽子・マスクの着用) ※調理場外に出入りする際、適切に着替え等を行っていること。 トイレには、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないこと。 また、調理員以外の保育士等が調理に従事する場合、外衣が清潔に保管されていること。	給食の手引きIV-1-(3) 社援施第65号通知	(1)適切に着替えを行うこと。	B-1-(2)
<b>6 衛生管理(施設)</b>				
1	調理関係の衛生管理を適切に行っているか。 ①施設設備は必要に応じて補修を行い、施設の床面(排水溝を含む。)及び内壁のうち床面から1mまでの部分は1日に1回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分は1月に1回以上清掃し、必要に応じて、洗浄・消毒を行うこと。施設の清掃は全ての食品が調理場内から完全に搬出された後行うこと。 ②施設は衛生的な管理に努め、みだりに部外者を立ち入らせたり、調理作業に不必要な物品等を置いたりしないこと。 ③原材料を配送用包装のまま非汚染作業区域に持ち込まないこと。 ④十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は、湿度80%以下、温度は25℃以下に保つことが望ましい。 ⑤水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の指定検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。なお、検査結果は1年間保管すること。 ⑥貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃すること。なお、清掃した証明書は1年間保管すること。	給食の手引きIV-2 社援施第65号通知	(1)調理室内の衛生管理が不適切であるので改善すること。	B-1-(1)
2	専用の手洗い設備があるか。手洗い設備には、手洗いに適当な石鹸、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒薬等を定期的に補充し、常に使用できる状態にしておくこと。 ※手洗いの水栓設備は、感知式等で、コック(蛇口)、ハンドル等を直接手で操作しない構造のものが望ましい。	給食の手引きIV-2 社援施第65号通知	(1)手洗い設備の状態が不十分であるので整備すること。	B-1-(1)
3	食品及び食器の洗浄及び保管を適切に行っているか。 ①生食用の野菜や果物を殺菌しているか。 ②食器を毎回消毒しているか。	給食の手引きIV-3	(1)食品又は食器を適切に管理すること。	B-1-(2)
4	調乳室は区画され、衛生的であるか。 ※調乳を行う場合には、調乳室を設置するか、調理室にて区分対応すること。	社援施第65号通知	(1)調乳室の管理を適切に行うこと。	B-1-(1)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>7 検査用保存食</b>			
<p>1 検査用保存食を適切に保存しているか。                      (1) 特定給食施設では、食品による食中毒防止について特段の注意を払う必要がある。                      (2) 食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。                      (3) 社会福祉施設における保存食は、原材料及び調理済食品を食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に殺菌等を行わず購入した状態で保存することが求められる。</p>	<p>給食の手引きⅣ-6                      社援施第65号通知</p>	<p>(1) 保存食を適切に保存すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<b>8 調理業務委託</b>			
<p>1 施設及び事業所並びに施設等・業者の行う業務、受託者の決定、契約内容は適切か。                      ※調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、指定施設及び事業所並びに施設等と受託業者との業務分担(責任等を含む。)を明確にした契約書を取り交わすこと。</p>	<p>雇児総発0329第1号通知</p>	<p>(1) 契約内容が要件を満たしていないので整備すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>2 施設内の調理室を使用して調理させているか。</p>		<p>(1) 調理室を使用していないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>3 栄養面での配慮がされているか。</p>		<p>(1) 食事の質が確保されていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>4 委託契約書(仕様書)の委託者(事業所)が行うべき事項が実施されているか。</p>		<p>(1) 委託契約書に基づき委託者が行う業務を適切に実施すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<b>9 食事</b>			
<p>1 給食(食育)会議を実施しているか。                      ※施設長を含む関係職員が参加の上、給食(食育)会議を毎月1回実施しているか。</p>	<p>給食の手引きⅡ-5</p>	<p>(1) 給食会議を実施すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>2 食事時間は家庭生活に近い時間であるか。適切に設定しているか。                      ※おやつは、次の食事に支障のない消化のよいものとし、食事とおやつの間隔は2時間はあけるようにすること。</p>	<p>給食の手引きⅢ-12(2)</p>	<p>(1) 食事時間が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>3 適温の食事提供に対する配慮はあるか。</p>	<p>給食の手引きⅢ-15(5)</p>	<p>(1) 適温の食事提供をすること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>4 喫食環境に対する配慮はあるか。</p>	<p>給食の手引きⅢ-15(5)</p>	<p>(1) 喫食環境に配慮すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>5 献立内容に合った食器を使用しているか。</p>	<p>給食の手引きⅢ-15(3)</p>	<p>(1) 食器の使用が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
<p>6 身体状態に合う調理内容になっているか。</p>	<p>給食の手引きⅢ-9</p>	<p>(1) 調理内容が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
<p>7 適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供しているか。                      (1) 3歳未満児、3歳以上児の区分があるか。                      (2) 調乳・離乳食(前期・中期・後期・完了期)の提供について、乳児の発達・発育状況や家庭での状況等を踏まえ、個々の園児に合った食事となるよう個別に対応しているか。                      (3) 園児の健康状態に応じた食事の提供やアレルギー等への配慮が行われているか。                      ・アレルギー疾患を持つ園児への対応は適切に行っているか。                      ・除去食については、専門医やかかりつけ医の指示により対応しているか。                      ・除去食等の提供の際は、誤食などの事故防止対策を講じているか。                      ・除去食等の実施内容を記録しているか。</p>	<p>設備運営基準第3条(基準府省令第13条)(基準省令第11条)                      教育・保育要領第3章第2                      給食の手引きⅢ-10、11                      「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について</p>	<p>(1) 園児の年齢や発達、健康状態等に応じた食事となっていないので改善すること。                      (2) 離乳食、アレルギー除去食等の提供に係る事故防止対策が不十分なので改善すること。                      (3) 除去食の実施内容等について適切な記録が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)                      B-1-(1)                      B-1-(2)</p>

幼保連携型認定こども園

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><b>【留意点】</b></p> <p>①乳児は発育・発達の個人差が大きいことを踏まえ、離乳食は月齢により画一的に進めるのではなく、個々の園児の状況にあわせて進める必要がある。また、乳児は抵抗力が弱く体調を崩しやすいこと及び口腔機能が未熟であることを踏まえ、食材は基本的に加熱したものを提供するとともに、体調不良時には普段より食材をやわらかく小さく調理するなど、日々の健康状態に応じた食事を提供する必要がある。</p> <p>②食物アレルギー対応について、食物の除去は医師の診断及び指示に基づいて行い、誤食事故防止の観点から、完全除去を基本とすること。また、園児が家庭で摂ったことのない食物は与えないこと。</p> <p>③栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、園児の健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法、摂取量の指導に当たることが重要である。</p>	<p>「授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂版)」(H31.4.25 子保発0425 第2号)</p> <p>「授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂版)」(H31.3「授乳・調乳の支援ガイド」の改訂に関する研究会)</p> <p>教育・保育要領第3章第3-6</p>		
	<p>8 保護者との連携・情報共有等を行っているか。</p> <p>(1)園における適切な食事対応のために必要な情報を保護者と共有しているか。</p> <p>(2)食に関する情報提供等を通じた保護者支援を行っているか。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <p>①献立表や給食だよりの配布、展示食の実施、食事の様子(量・食べ方等)の伝達等による保護者への食に関する情報提供及び食に関する相談・助言の実施等、幼保連携型認定こども園の特性を生かした保護者支援に努めること。</p> <p>②適切な食事対応のためには、園児の健康状態や家庭での食事の摂取状況等について日々保護者と情報を共有するとともに、給食部門と教育・保育部門の各職員が連携し、幼保連携型認定こども園全体として対応する必要がある。特に、離乳食、アレルギー対応、体調不良等、園児一人一人の状況に合わせた個別の食事対応に当たっては、より緊密な保護者との連携が重要となる。</p>	<p>設備運営基準第3条(基準省令第13条)(基準省令第11条)</p> <p>教育・保育要領第3章第1、第4章第2</p>	<p>(1)保護者との連携が行われていないので改善すること。</p> <p>(2)保護者との情報共有が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)保護者への支援が行われていないので改善すること。</p> <p>(4)保護者への情報提供が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p>
	<p>9 おやつ又は食事等を提供しているか。</p> <p>(1)食事は毎日適正に提供する必要がある。主食、副食及びおやつが毎日実施されている必要があり、土曜日や行事日であっても簡易な食事や、おやつのみ提供は認められない。</p> <p>(2)延長保育事業等を実施している園については、対象園児に対し、適宜補食等提供すること。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <p>2号、3号認定こどもについては食事の提供義務がある。(1号認定こどもは園の判断)</p> <p>なお、1号認定こどもに対して給食を提供する場合は、2号、3号と同様の食事内容であること。</p>	<p>給食の手引きⅢ-12</p>	<p>(1)食事提供の内容が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>10 正当な理由もなく給食を中止していないか。</p> <p>正当な理由もなく愛情弁当等と称して、保護者の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、正当な理由とは、</p> <p>①感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>②調理室の改築・修繕等</p> <p>③非常災害等で給食することが不可能 等の場合である。</p> <p>※保護者が希望する場合や園の行事等の際には、2号認定及び3号認定の園児についても、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができる。</p>	<p>設備運営基準第3条(基準省令第13条)(基準省令第11条)</p> <p>府政共生第1104号通知4</p>	<p>(1)正当な理由なく給食を中止しているのは是正すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>11 正当な理由もなく簡易な食事としていないか。</p> <p>※簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注の他、パンと牛乳、カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p>	<p>設備運営基準第3条(基準省令第13条)(基準省令第11条)</p>	<p>(1)正当な理由なく簡易な食事としているので是正すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	12 非常時の対応体制を整備しているか。 【留意点】 感染症や非常災害の発生時等の非常時における給食提供に関して、職員の役割分担、初動対応、給食の提供方法、備蓄品の確保、外部との連携等、施設の実態に応じた必要項目についてあらかじめ検討を行うとともに、これらを非常時対応マニュアル等により可視化し、職員間で認識を共有する必要がある。	設備運営基準第3条 (基準省令第13条) (基準省令第6条) 設備運営基準第4条 (最低基準第4条) 教育・保育要領第3章第5-2	(1)非常時対応策の検討がされていないので検討すること。	B-1-(2)
<b>VIII その他</b>				
<b>1 会計経理(全般)</b>				
	1 経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	児発第471号通知	(1)必要な規程が整備されていないので整備すること。 (2)不適切な会計処理が行われているので是正すること。 (3)経理規程等に基づく適正な経理処理が行われていないので改善すること。 (4)事務処理等に誤りがあるので改善すること。	A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1) B-2
	2 会計諸帳簿及び証憑書類が適正に整備されているか。	雇児発第488号通知	(1)会計諸帳簿が適正に整備されていないので改善すること。 (2)証憑書類が適切に保存されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 財務会計に係る内部統制が確立され、適正に機能しているか。	「社会福祉法人の認可について」(H12.12.1 障発第 890号他)	(1)内部統制が存在しないので是正すること。 (2)内部統制の整備・運用に不備があるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(2)
<b>2 現金・預金の管理等</b>				
	1 現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。 【留意点】 現金、通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と通帳印は、別々の者が管理しているか。(一人で取り扱えるようになっていないか。)	雇児発第0427第7号通知 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について」 (H31.3.27 30保第1334号愛媛県保健福祉部長通知)	(1)現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないのでは是正すること。	B-1-(1)
	2 会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。		(1)会計事務を相互に牽制できる事務分掌又は職務権限が確立されていないので是正すること。	B-1-(1)
<b>3 入札方法、契約手続等</b>				
	1 稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	雇児発第0427第7号通知	(1)稟議書等で意思決定の過程が明確になっていないので改善すること。	B-1-(2)
	2 予定価格が適正に設定されているか。	雇児総発0329第1号通知	(1)予定価格が適正に設定されていないので改善すること。	B-1-(2)
	3 契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		(1)契約書又は請書が作成されていないので作成すること。	B-1-(2)
	4 随意契約とする理由が明示されているか。		(1)随意契約とする理由を明示されていないので改善すること。	B-1-(2)

幼保連携型認定こども園

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4	<p><b>その他支出</b></p> <p>1 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。  <b>【留意点】</b>                      いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生じることがないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合すること。                      また、金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか確認すること。</p>	雇児発第488号通知	<p>(1) 不適切な会計支出が認められたので是正すること。</p> <p>(2) 不明瞭な出納が見受けられるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>